

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>《省略用語例》 この通達において使用した省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示す。 措置法 …… 租税特別措置法（昭和32年法律第26号） 措置法令 …… 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号） 措置法規則 …… 租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）</p> </div> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>[措置法第69条の5（(特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例)関係）（省略）]</p> <p>[措置法第70条の2（(直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税)関係）]</p> <p>70の2-1 （省略）</p> <p><u>70の2-1の2 課税価格に算入されない住宅資金非課税限度額の算定</u></p> <p>70の2-2～70の2-15 （省略）</p> <p>[措置法第70条の3（(特定贈与者から住宅取得等資金を受けた場合の相続時精算課税の特例)関係）（省略）]</p> <p>[措置法第70条の4（(農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予)関係）]</p> <p>70の4-1～70の4-84 （省略）（削除）</p> <p><u>70の4-85</u> （省略）</p> <p><u>70の4-86</u> （省略）</p>	<p>(同左)</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>[措置法第69条の5（(特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例)関係）（同左）]</p> <p>[措置法第70条の2（(直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税)関係）]</p> <p>70の2-1 （同左）</p> <p>(新設)</p> <p>70の2-2～70の2-15 （同左）</p> <p>[措置法第70条の3（(特定贈与者から住宅取得等資金を受けた場合の相続時精算課税の特例)関係）（同左）]</p> <p>[措置法第70条の4（(農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予)関係）]</p> <p>70の4-1～70の4-84 （同左）</p> <p><u>70の4-85 措置法第70条の6の2第1項各号による貸付け以外の措置法第70条の4第21項に規定する権利設定に基づく貸付け</u></p> <p><u>70の4-86</u> （同左）</p> <p><u>70の4-87</u> （同左）</p>

改正後	改正前
<u>70の4-87</u> (省略)	<u>70の4-88</u> (同左)
<u>70の4-88</u> (省略)	<u>70の4-89</u> (同左)
<u>70の4-89</u> (省略)	<u>70の4-90</u> (同左)
<u>70の4-90</u> (省略)	<u>70の4-91</u> (同左)
<u>70の4-91</u> (省略)	<u>70の4-92</u> (同左)
<u>70の4-92</u> (省略)	<u>70の4-93</u> (同左)
<u>70の4-93</u> (省略)	<u>70の4-94</u> (同左)
<u>70の4-94</u> (省略)	<u>70の4-95</u> (同左)
<u>70の4-95</u> (省略)	<u>70の4-96</u> (同左)
<u>70の4-96</u> (省略)	<u>70の4-97</u> (同左)
〔措置法第70条の4の2(贈与税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例)関係〕	(新設)
<u>70の4の2-1</u> 措置法第70条の4の2の適用の対象となる特例適用農地等の範囲	(新設)
<u>70の4の2-2</u> 特定貸付けに該当しない貸付け	(新設)
<u>70の4の2-3</u> 特定貸付けに係る権利設定に関する届出書	(新設)
<u>70の4の2-4</u> 措置法第70条の4の2第1項の賃借権等の設定があった場合の措置法70条の4第1項の担保	(新設)
<u>70の4の2-5</u> 貸付期限の更新があった場合	(新設)
<u>70の4の2-6</u> 新たな特定貸付けに関する承認申請書の添付書類	(新設)
<u>70の4の2-7</u> 特定貸付けを行っている特例適用農地等につき貸付期限の到来又は耕作の放棄があった後に猶予適用者が死亡した場合	(新設)
<u>70の4の2-8</u> 旧法猶予適用者が措置法第70条の4の2第1項の規定の適用を受けた場合の贈与税の納税猶予についての取扱い	(新設)
<u>70の4の2-9</u> 昭和50年又は平成3年改正前の措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける受贈者が措置法第70条の4の2第1項の規定の適用を受けた場合の贈与税の納税猶予についての取扱い	(新設)
<u>70の4の2-10</u> 旧法猶予適用者が措置法第70条の4の2第1項の規定の適用を受けた場合の継続届出書の提出	(新設)
〔措置法第70条の5(農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例)関係〕(省略)	〔措置法第70条の5(農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例)関係〕(同左)

改正後	改正前
〔措置法第70条の6（農地等についての相続税の納税猶予等）関係〕 （省略）	〔措置法第70条の6（農地等についての相続税の納税猶予等）関係〕 （同左）
〔措置法第70条の6の2（相続税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例）関係〕 （省略）	〔措置法第70条の6の2（相続税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例）関係〕 （同左）
〔措置法第70条の6の3（特定貸付けを行った農地又は採草放牧地についての相続税の課税の特例）関係〕 （省略）	〔措置法第70条の6の3（特定貸付けを行った農地又は採草放牧地についての相続税の課税の特例）関係〕 （同左）
〔措置法第70条の6の4（山林についての相続税の納税猶予）関係〕	〔措置法第70条の6の4（山林についての相続税の納税猶予）関係〕
<u>70の6の4-1 山林の意義</u>	（新設）
<u>70の6の4-2 経営の意義</u>	（新設）
<u>70の6の4-3 代償分割により取得した山林についての納税猶予の不適用</u>	（新設）
<u>70の6の4-4 担保の提供等</u>	（新設）
<u>70の6の4-5 相続税の額に相当する担保</u>	（新設）
<u>70の6の4-6 修正申告等に係る相続税額の納税猶予</u>	（新設）
<u>70の6の4-7 特例の適用を受けることができる林業経営相続人の意義等</u>	（新設）
<u>70の6の4-8 第2次林業経営相続人がある場合の第1次林業経営相続人に係る相続税の納税猶予の適用要件</u>	（新設）
<u>70の6の4-9 申告期限前に総収入金額がゼロとなった場合</u>	（新設）
<u>70の6の4-10 相次相続控除の算式</u>	（新設）
<u>70の6の4-11 納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定する場合</u>	（新設）
<u>70の6の4-12 譲渡をした特例山林の面積が100分の20を超えるかどうかの計算</u>	（新設）
<u>70の6の4-13 納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の相続税額の計算</u>	（新設）
<u>70の6の4-14 林業経営相続人が特例山林についての納税猶予の適用を取りやめる場合の期限</u>	（新設）
<u>70の6の4-15 増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ</u>	（新設）
<u>70の6の4-16 継続届出書の提出期間</u>	（新設）
〔措置法第70条の7（非上場株式等についての贈与税の納税猶予）関係〕	〔措置法第70条の7（非上場株式等についての贈与税の納税猶予）関係〕

改正後	改正前
<p>(省略)</p> <p>〔措置法第69条の5(特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例)関係〕</p> <p>(特定森林経営計画対象山林である特定計画山林)</p> <p>69の5—1 措置法第69条の5第2項第4号イに掲げる特定計画山林とは、同項第1号に規定する<u>特定森林経営計画対象山林</u>(以下69の5—12までにおいて「<u>特定森林経営計画対象山林</u>」という。)のうち次に掲げる<u>全ての</u>要件を満たす区域内に存するものをいうことに留意する。</p> <p>(1) 被相続人又は当該被相続人から相続若しくは遺贈により当該特定森林経営計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が当該被相続人に係る相続開始の前に同号に規定する市町村長等の認定(以下69の5—8までにおいて「市町村長等の認定」という。)を受けていた森林法(昭和26年法律第249号)第11条第1項((森林経営計画))に規定する<u>森林経営計画</u>(以下69の5—8までにおいて「<u>森林経営計画</u>」という。)の定められている区域内に存するものであること。</p> <p>(2) 措置法第69条の5第1項に規定する申告期限(以下69の5—8までにおいて「相続税の申告期限」という。)において現に効力を有する次に掲げるいずれかの<u>森林経営計画</u>の定められた区域内に存するもの(森林の保健機能の増進に関する特別措置法(平成元年法律第71号)第2条第2項第2号((定義))に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除き、<u>一体として効率的に森林施業を行うこととされているものとして措置法規則第23条の2の2第2項で定めるものに限る。</u>)であること。</p> <p>① 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の前に市町村長等の認定を受けていた<u>特定森林経営計画対象山林</u>に係る<u>森林経営計画</u></p> <p>② 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の前に市町村長等の認定を受けていた<u>特定森林経営計画対象山林</u>に係る<u>森林経営計画</u>について、当該被相続人から相続又は遺贈により当該<u>特定森林経営計画対象山林</u>を取得した当該被相続人の親族が、当該相続開始の時から当該相続又は遺贈に係る相続税の申告期限までの間に森林法第12条((森林経営計画の変更))の規定(木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成8年法律第47号)第10条((森林経営計画の変更の特例))の規定を含む。次の⑤並びに69の5—2(2)④及び(注)1において同じ。)による変更の認定を受けた場合の当該変更の認定を受けた後の<u>森林経営計画</u></p> <p>③ 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の前に市町村長等の認定を受けていた</p>	<p>(同左)</p> <p>〔措置法第69条の5(特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例)関係〕</p> <p>(特定森林施業計画対象山林である特定計画山林)</p> <p>69の5—1 措置法第69条の5第2項第4号イに掲げる特定計画山林とは、同項第1号に規定する<u>特定森林施業計画対象山林</u>(以下69の5—12までにおいて「<u>特定森林施業計画対象山林</u>」という。)のうち次に掲げる<u>すべての</u>要件を満たす区域内に存するものをいうことに留意する。</p> <p>(1) 被相続人又は当該被相続人から相続若しくは遺贈により当該特定森林施業計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が当該被相続人に係る相続開始の前に同号に規定する市町村長等の認定(以下69の5—8までにおいて「市町村長等の認定」という。)を受けていた森林法(昭和26年法律第249号)第11条第1項((森林施業計画))に規定する<u>森林施業計画</u>(以下69の5—8までにおいて「<u>森林施業計画</u>」という。)の定められている区域内に存するものであること。</p> <p>(2) 措置法第69条の5第1項に規定する申告期限(以下69の5—8までにおいて「相続税の申告期限」という。)において現に効力を有する次に掲げるいずれかの<u>森林施業計画</u>の定められた区域内に存するもの(森林の保健機能の増進に関する特別措置法(平成元年法律第71号)第2条第2項第2号((定義))に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除く。)であること。</p> <p>① 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の前に市町村長等の認定を受けていた<u>特定森林施業計画対象山林</u>に係る<u>森林施業計画</u></p> <p>② 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の前に市町村長等の認定を受けていた<u>特定森林施業計画対象山林</u>に係る<u>森林施業計画</u>について、当該被相続人から相続又は遺贈により当該<u>特定森林施業計画対象山林</u>を取得した当該被相続人の親族が、当該相続開始の時から当該相続又は遺贈に係る相続税の申告期限までの間に森林法第12条((森林施業計画の変更))の規定(木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成8年法律第47号)第10条((森林施業計画の変更の特例))の規定を含む。次の⑤並びに69の5—2(2)④及び(注)1において同じ。)による変更の認定を受けた場合の当該変更の認定を受けた後の<u>森林施業計画</u></p> <p>③ 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の前に市町村長等の認定を受けていた</p>

改正後	改正前
<p>特定森林経営計画対象山林に係る<u>森林経営計画</u>について、当該被相続人から相続又は遺贈により当該特定森林経営計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が、当該相続開始の時から当該相続又は遺贈に係る相続税の申告期限までの間に措置法令第40条の2の2第4項第2号の市町村長等の新認定（以下69の5—2までにおいて「市町村長等の新認定」という。）を受けた場合の当該市町村長等の新認定を受けた<u>森林経営計画</u></p> <p>④ 被相続人から相続又は遺贈により<u>特定森林経営計画対象山林</u>を取得した当該被相続人の親族が、当該相続開始の前に市町村長等の認定を受けていた当該<u>特定森林経営計画対象山林</u>に係る<u>森林経営計画</u></p> <p>⑤ 被相続人から相続又は遺贈により<u>特定森林経営計画対象山林</u>を取得した当該被相続人の親族が当該相続開始の前に市町村長等の認定を受けていた当該<u>特定森林経営計画対象山林</u>に係る<u>森林経営計画</u>について、当該被相続人の親族が当該相続開始の時から当該相続又は遺贈に係る相続税の申告期限までの間に森林法第12条の規定により変更の認定を受けた場合の当該変更の認定を受けた後の<u>森林経営計画</u></p> <p>⑥ 被相続人から相続又は遺贈により<u>特定森林経営計画対象山林</u>を取得した当該被相続人の親族が当該被相続人に係る相続開始の前に市町村長等の認定を受けていた当該<u>特定森林経営計画対象山林</u>に係る<u>森林経営計画</u>について、当該被相続人の親族が当該相続開始の時から当該相続又は遺贈に係る相続税の申告期限までの間に市町村長等の新認定を受けた場合の当該市町村長等の新認定を受けた<u>森林経営計画</u></p> <p>(3) 相続税の申告期限を経過する時に現に効力を有する上記(2)に掲げる<u>森林経営計画</u>において、<u>特定森林経営計画対象山林</u>について措置法第69条の5第1項の規定の適用を受けようとする被相続人の親族が施業を行うこととされている区域内に存するものであること。</p> <p>(注) 被相続人に係る相続開始の時から当該被相続人に係る相続税の申告期限を経過する時までの間のいずれかの時点で、<u>特定森林経営計画対象山林</u>について効力を有する<u>森林経営計画</u>において、同項の規定の適用を受けようとする当該被相続人の親族が施業を行うこととされていた区域以外の区域内に存する<u>特定森林経営計画対象山林</u>については、特定計画山林に該当しないことに留意する。</p> <p>(<u>特定受贈森林経営計画対象山林</u>である<u>特定計画山林</u>)</p> <p>69の5—2 措置法第69条の5第2項第4号ロに掲げる特定計画山林とは、同項第2号に規定する<u>特定受贈森林経営計画対象山林</u>（以下69の5—15までにおいて「<u>特定受贈森林</u></p>	<p>特定森林施業計画対象山林に係る<u>森林施業計画</u>について、当該被相続人から相続又は遺贈により当該特定森林施業計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が、当該相続開始の時から当該相続又は遺贈に係る相続税の申告期限までの間に措置法令第40条の2の2第4項第2号の市町村長等の新認定（以下69の5—2までにおいて「市町村長等の新認定」という。）を受けた場合の当該市町村長等の新認定を受けた<u>森林施業計画</u></p> <p>④ 被相続人から相続又は遺贈により<u>特定森林施業計画対象山林</u>を取得した当該被相続人の親族が、当該相続開始の前に市町村長等の認定を受けていた当該<u>特定森林施業計画対象山林</u>に係る<u>森林施業計画</u></p> <p>⑤ 被相続人から相続又は遺贈により<u>特定森林施業計画対象山林</u>を取得した当該被相続人の親族が当該相続開始の前に市町村長等の認定を受けていた当該<u>特定森林施業計画対象山林</u>に係る<u>森林施業計画</u>について、当該被相続人の親族が当該相続開始の時から当該相続又は遺贈に係る相続税の申告期限までの間に森林法第12条の規定により変更の認定を受けた場合の当該変更の認定を受けた後の<u>森林施業計画</u></p> <p>⑥ 被相続人から相続又は遺贈により<u>特定森林施業計画対象山林</u>を取得した当該被相続人の親族が当該被相続人に係る相続開始の前に市町村長等の認定を受けていた当該<u>特定森林施業計画対象山林</u>に係る<u>森林施業計画</u>について、当該被相続人の親族が当該相続開始の時から当該相続又は遺贈に係る相続税の申告期限までの間に市町村長等の新認定を受けた場合の当該市町村長等の新認定を受けた<u>森林施業計画</u></p> <p>(3) 相続税の申告期限を経過する時に現に効力を有する上記(2)に掲げる<u>森林施業計画</u>において、<u>特定森林施業計画対象山林</u>について措置法第69条の5第1項の規定の適用を受けようとする被相続人の親族が施業を行うこととされている区域内に存するものであること。</p> <p>(注) 被相続人に係る相続開始の時から当該被相続人に係る相続税の申告期限を経過する時までの間のいずれかの時点で、<u>特定森林施業計画対象山林</u>について効力を有する<u>森林施業計画</u>において、同項の規定の適用を受けようとする当該被相続人の親族が施業を行うこととされていた区域以外の区域内に存する<u>特定森林施業計画対象山林</u>については、特定計画山林に該当しないことに留意する。</p> <p>(<u>特定受贈森林施業計画対象山林</u>である<u>特定計画山林</u>)</p> <p>69の5—2 措置法第69条の5第2項第4号ロに掲げる特定計画山林とは、同項第2号に規定する<u>特定受贈森林施業計画対象山林</u>（以下69の5—15までにおいて「<u>特定受贈森林</u></p>

改正後	改正前
<p>経営計画対象山林」という。)のうち次に掲げる<u>全ての</u>要件を満たす区域内に存するものをいうことに留意する。</p> <p>(1) 被相続人である相続税法第21条の9第5項に規定する特定贈与者(以下69の5—15までにおいて「特定贈与者」という。)又は当該特定贈与者から贈与(相続時精算課税の適用を受ける財産に係る贈与に限る。以下69の5—15までにおいて同じ。)により<u>特定受贈森林経営計画対象山林</u>を取得した当該特定贈与者の推定相続人が当該贈与の前に市町村長等の認定を受けていた<u>森林経営計画</u>の定められている区域内に存するものであること。</p> <p>(2) 措置法令第40条の2の2第6項に規定する贈与税等の申告期限(以下69の5—2において「贈与税等の申告期限」という。)において現に効力を有する次に掲げるいずれかの森林経営計画の定められた区域内に存するもの(森林の保健機能の増進に関する特別措置法第2条第2項第2号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除き、<u>一体として効率的に森林施業を行うこととされているものとして措置法規則第23条の2の2第2項で定めるものに限る。</u>)であること。</p> <p>① 被相続人である特定贈与者が贈与の前に市町村長等の認定を受けていた<u>特定受贈森林経営計画対象山林</u>に係る森林経営計画</p> <p>② 被相続人である特定贈与者が贈与の前に市町村長等の認定を受けていた<u>特定受贈森林経営計画対象山林</u>に係る森林経営計画について、当該特定贈与者からの贈与により当該特定受贈森林経営計画対象山林を取得した当該特定贈与者の推定相続人(納税義務等承継人(相続税法第21条の17又は第21条の18((相続時精算課税に係る相続税の納付義務の承継等))の規定により同法第21条の9第5項に規定する相続時精算課税適用者(以下70の7—3までにおいて「相続時精算課税適用者」という。)が有していた相続時精算課税の適用を受けていたことに伴う納税に係る権利又は義務を承継した当該相続時精算課税適用者の相続人(包括受遺者を含む。))をいう。以下69の5—8までにおいて同じ。)のうち当該<u>特定受贈森林経営計画対象山林</u>を取得した者(以下69の5—8までにおいて「<u>特定受贈森林経営計画対象山林承継人</u>」という。)を含む。)が、当該贈与の時から当該贈与に係る贈与税等の申告期限までの間に市町村長等の新認定を受けた場合の当該市町村長等の新認定を受けた<u>森林経営計画</u></p> <p>③ 被相続人である特定贈与者からの贈与により<u>特定受贈森林経営計画対象山林</u>を取得した当該特定贈与者の推定相続人が、当該贈与の前に市町村長等の認定を受けていた当該<u>特定森林経営計画対象山林</u>に係る森林経営計画</p> <p>④ 被相続人である特定贈与者からの贈与により<u>特定受贈森林経営計画対象山林</u>を</p>	<p>施業計画対象山林」という。)のうち次に掲げる<u>すべての</u>要件を満たす区域内に存するものをいうことに留意する。</p> <p>(1) 被相続人である相続税法第21条の9第5項に規定する特定贈与者(以下69の5—15までにおいて「特定贈与者」という。)又は当該特定贈与者から贈与(相続時精算課税の適用を受ける財産に係る贈与に限る。以下69の5—15までにおいて同じ。)により<u>特定受贈森林施業計画対象山林</u>を取得した当該特定贈与者の推定相続人が当該贈与の前に市町村長等の認定を受けていた<u>森林施業計画</u>の定められている区域内に存するものであること。</p> <p>(2) 措置法令第40条の2の2第6項に規定する贈与税等の申告期限(以下69の5—2において「贈与税等の申告期限」という。)において現に効力を有する次に掲げるいずれかの森林施業計画の定められた区域内に存するもの(森林の保健機能の増進に関する特別措置法第2条第2項第2号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除く。)であること。</p> <p>① 被相続人である特定贈与者が贈与の前に市町村長等の認定を受けていた<u>特定受贈森林施業計画対象山林</u>に係る森林施業計画</p> <p>② 被相続人である特定贈与者が贈与の前に市町村長等の認定を受けていた<u>特定受贈森林施業計画対象山林</u>に係る森林施業計画について、当該特定贈与者からの贈与により当該特定受贈森林施業計画対象山林を取得した当該特定贈与者の推定相続人(納税義務等承継人(相続税法第21条の17又は第21条の18((相続時精算課税に係る相続税の納付義務の承継等))の規定により同法第21条の9第5項に規定する相続時精算課税適用者(以下70の7—3までにおいて「相続時精算課税適用者」という。)が有していた相続時精算課税の適用を受けていたことに伴う納税に係る権利又は義務を承継した当該相続時精算課税適用者の相続人(包括受遺者を含む。))をいう。以下69の5—8までにおいて同じ。)のうち当該<u>特定受贈森林施業計画対象山林</u>を取得した者(以下69の5—8までにおいて「<u>特定受贈森林施業計画対象山林承継人</u>」という。)を含む。)が、当該贈与の時から当該贈与に係る贈与税等の申告期限までの間に市町村長等の新認定を受けた場合の当該市町村長等の新認定を受けた<u>森林施業計画</u></p> <p>③ 被相続人である特定贈与者からの贈与により<u>特定受贈森林施業計画対象山林</u>を取得した当該特定贈与者の推定相続人が、当該贈与の前に市町村長等の認定を受けていた当該<u>特定森林施業計画対象山林</u>に係る森林施業計画</p> <p>④ 被相続人である特定贈与者からの贈与により<u>特定受贈森林施業計画対象山林</u>を</p>

改正後	改正前
<p>取得した当該特定贈与者の推定相続人が当該贈与の前に市町村長等の認定を受けていた当該特定受贈森林経営計画対象山林に係る森林経営計画について、当該特定贈与者の推定相続人（特定受贈森林経営計画対象山林承継人を含む。）が当該贈与の時から当該贈与に係る贈与税等の申告期限までの間に森林法第12条の規定により変更の認定を受けた場合の当該変更の認定を受けた後の森林経営計画</p> <p>⑤ 被相続人である特定贈与者からの贈与により特定受贈森林経営計画対象山林を取得した当該特定贈与者の推定相続人が当該贈与の前に市町村長等の認定を受けていた当該特定受贈森林経営計画対象山林に係る森林経営計画について、当該特定贈与者の推定相続人（特定受贈森林経営計画対象山林承継人を含む。）が当該贈与の時から当該贈与に係る贈与税等の申告期限までの間に市町村長等の新認定を受けた場合の当該市町村長等の新認定を受けた森林経営計画</p> <p>(3) 被相続人である特定贈与者の死亡により開始した相続に係る相続税の申告期限を経過する時に現に効力を有する上記(2)に掲げる森林経営計画において、特定受贈森林経営計画対象山林について措置法第69条の5第1項の規定の適用を受けようとする当該特定贈与者の推定相続人（特定受贈森林経営計画対象山林承継人を含む。）が施業を行うこととされている区域内に存するものであること。</p> <p>(注) 1 贈与税等の申告期限から当該被相続人である特定贈与者の死亡により開始した相続に係る相続税の申告期限を経過する時までの間に、当該特定贈与者又は特定贈与者から贈与により特定受贈森林経営計画対象山林を取得した当該特定贈与者の推定相続人（特定受贈森林経営計画対象山林承継人を含む。）が上記(2)に掲げる森林経営計画について、市町村長等の新認定又は森林法第12条の規定による変更の認定を受けた場合であっても、当該新認定又は変更の認定後の森林経営計画の区域内に存する特定受贈森林経営計画対象山林については、下記(注) 2に該当しない限り、措置法第69条の5第2項第4号ロに掲げる特定計画山林に該当することに留意する。</p> <p>2 被相続人である特定贈与者が特定受贈森林経営計画対象山林を贈与した時から当該特定贈与者の死亡により開始した相続に係る相続税の申告期限を経過する時までの間のいずれかの時点で、当該特定受贈森林経営計画対象山林について効力を有する森林経営計画において、措置法第69条の5第1項の規定の適用を受けようとする当該特定贈与者の推定相続人（特定受贈森林経営計画対象山林承継人を含む。）が施業を行うこととされていた区域以外の区域内に存する特定受贈森林経営計画対象山林については、同条第2項第4号ロに掲げる特定計画山林に該当しないことに留意する。</p>	<p>取得した当該特定贈与者の推定相続人が当該贈与の前に市町村長等の認定を受けていた当該特定受贈森林施業計画対象山林に係る森林施業計画について、当該特定贈与者の推定相続人（特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。）が当該贈与の時から当該贈与に係る贈与税等の申告期限までの間に森林法第12条の規定により変更の認定を受けた場合の当該変更の認定を受けた後の森林施業計画</p> <p>⑤ 被相続人である特定贈与者からの贈与により特定受贈森林施業計画対象山林を取得した当該特定贈与者の推定相続人が当該贈与の前に市町村長等の認定を受けていた当該特定受贈森林施業計画対象山林に係る森林施業計画について、当該特定贈与者の推定相続人（特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。）が当該贈与の時から当該贈与に係る贈与税等の申告期限までの間に市町村長等の新認定を受けた場合の当該市町村長等の新認定を受けた森林施業計画</p> <p>(3) 被相続人である特定贈与者の死亡により開始した相続に係る相続税の申告期限を経過する時に現に効力を有する上記(2)に掲げる森林施業計画において、特定受贈森林施業計画対象山林について措置法第69条の5第1項の規定の適用を受けようとする当該特定贈与者の推定相続人（特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。）が施業を行うこととされている区域内に存するものであること。</p> <p>(注) 1 贈与税等の申告期限から当該被相続人である特定贈与者の死亡により開始した相続に係る相続税の申告期限を経過する時までの間に、当該特定贈与者又は特定贈与者から贈与により特定受贈森林施業計画対象山林を取得した当該特定贈与者の推定相続人（特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。）が上記(2)に掲げる森林施業計画について、市町村長等の新認定又は森林法第12条の規定による変更の認定を受けた場合であっても、当該新認定又は変更の認定後の森林施業計画の区域内に存する特定受贈森林施業計画対象山林については、下記(注) 2に該当しない限り、措置法第69条の5第2項第4号ロに掲げる特定計画山林に該当することに留意する。</p> <p>2 被相続人である特定贈与者が特定受贈森林施業計画対象山林を贈与した時から当該特定贈与者の死亡により開始した相続に係る相続税の申告期限を経過する時までの間のいずれかの時点で、当該特定受贈森林施業計画対象山林について効力を有する森林施業計画において、措置法第69条の5第1項の規定の適用を受けようとする当該特定贈与者の推定相続人（特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。）が施業を行うこととされていた区域以外の区域内に存する特定受贈森林施業計画対象山林については、同条第2項第4号ロに掲げる特定計画山林に該当しないことに留意する。</p>

改正後	改正前
<p>(共同で市町村長等の認定を受けていた<u>森林経営計画</u>)</p> <p>69の5—3 措置法第69条の5第2項第4号イ及びロ並びに措置法第40条の2の2第4項から第7項までに規定する<u>森林経営計画</u>には、被相続人若しくは被相続人である特定贈与者が他の個人若しくは法人と共同で市町村長等の認定を受けていた<u>森林経営計画</u>又は当該被相続人の親族若しくは当該特定贈与者の推定相続人(特定受贈森林経営計画対象山林承継人を含む。)が他の個人(当該被相続人又は特定贈与者を除く。)若しくは法人と共同で市町村長等の認定を受けていた<u>森林経営計画</u>がそれぞれ含まれることに留意する。</p> <p>(<u>特定森林経営計画対象山林</u>を取得した被相続人の親族が他の個人又は法人と共同で施業している場合の特定計画山林に該当する部分)</p> <p>69の5—4 措置法第40条の2の2第5項に規定する「相続開始の時から当該相続又は遺贈に係る相続税の申告期限までの間に当該<u>特定森林経営計画対象山林</u>について効力を有する<u>森林経営計画</u>」又は「相続税の申告期限を経過する時に現に効力を有する<u>森林経営計画</u>」(以下69の5—4において「効力を有する<u>森林経営計画</u>」という。)が、同項に規定する<u>特定森林経営計画対象山林</u>を取得した当該被相続人の親族と他の個人又は法人が共同で市町村長等の認定を受けているものである場合において、当該被相続人の親族が施業を行うこととされている森林の区域と当該他の個人又は法人が施業を行うこととされている森林の区域が区分して定められているときには、<u>特定森林経営計画対象山林</u>のうち効力を有する<u>森林経営計画</u>において被相続人の親族が施業を行うこととされている森林の区域内に存するものが措置法第69条の5第2項第4号イに掲げる特定計画山林に該当することに留意する。</p> <p>(<u>特定受贈森林経営計画対象山林</u>を取得した特定贈与者の推定相続人が他の個人又は法人と共同で施業している場合の特定計画山林に該当する部分)</p> <p>69の5—5 措置法第40条の2の2第7項に規定する「贈与の時から当該特定贈与者の死亡により開始した相続に係る相続税の申告期限までの間に当該<u>特定受贈森林経営計画対象山林</u>について効力を有する<u>森林経営計画</u>」又は「相続税の申告期限を経過する時に現に効力を有する<u>森林経営計画</u>」(以下69の5—5において「効力を有する<u>受贈森林経営計画</u>」という。)が、同項に規定する<u>特定受贈森林経営計画対象山林</u>を取得した当該特定贈与者の推定相続人(<u>特定受贈森林経営計画対象山林承継人</u>を含む。)と他の個人又は法人が共同で市町村長等の認定を受けているものである場合において、当該特定</p>	<p>(共同で市町村長等の認定を受けていた<u>森林施業計画</u>)</p> <p>69の5—3 措置法第69条の5第2項第4号イ及びロ並びに措置法第40条の2の2第4項から第7項までに規定する<u>森林施業計画</u>には、被相続人若しくは被相続人である特定贈与者が他の個人若しくは法人と共同で市町村長等の認定を受けていた<u>森林施業計画</u>又は当該被相続人の親族若しくは当該特定贈与者の推定相続人(特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。)が他の個人(当該被相続人又は特定贈与者を除く。)若しくは法人と共同で市町村長等の認定を受けていた<u>森林施業計画</u>がそれぞれ含まれることに留意する。</p> <p>(<u>特定森林施業計画対象山林</u>を取得した被相続人の親族が他の個人又は法人と共同で施業している場合の特定計画山林に該当する部分)</p> <p>69の5—4 措置法第40条の2の2第5項に規定する「相続開始の時から当該相続又は遺贈に係る相続税の申告期限までの間に当該<u>特定森林施業計画対象山林</u>について効力を有する<u>森林施業計画</u>」又は「相続税の申告期限を経過する時に現に効力を有する<u>森林施業計画</u>」(以下69の5—4において「効力を有する<u>森林施業計画</u>」という。)が、同項に規定する<u>特定森林施業計画対象山林</u>を取得した当該被相続人の親族と他の個人又は法人が共同で市町村長等の認定を受けているものである場合において、当該被相続人の親族が施業を行うこととされている森林の区域と当該他の個人又は法人が施業を行うこととされている森林の区域が区分して定められているときには、<u>特定森林施業計画対象山林</u>のうち効力を有する<u>森林施業計画</u>において被相続人の親族が施業を行うこととされている森林の区域内に存するものが措置法第69条の5第2項第4号イに掲げる特定計画山林に該当することに留意する。</p> <p>(<u>特定受贈森林施業計画対象山林</u>を取得した特定贈与者の推定相続人が他の個人又は法人と共同で施業している場合の特定計画山林に該当する部分)</p> <p>69の5—5 措置法第40条の2の2第7項に規定する「贈与の時から当該特定贈与者の死亡により開始した相続に係る相続税の申告期限までの間に当該<u>特定受贈森林施業計画対象山林</u>について効力を有する<u>森林施業計画</u>」又は「相続税の申告期限を経過する時に現に効力を有する<u>森林施業計画</u>」(以下69の5—5において「効力を有する<u>受贈森林施業計画</u>」という。)が、同項に規定する<u>特定受贈森林施業計画対象山林</u>を取得した当該特定贈与者の推定相続人(<u>特定受贈森林施業計画対象山林承継人</u>を含む。)と他の個人又は法人が共同で市町村長等の認定を受けているものである場合において、当該特定</p>

改正後	改正前
<p>贈与者の推定相続人（<u>特定受贈森林経営計画対象山林承継人</u>を含む。）が施業を行うこととされている森林の区域と当該他の個人又は法人が施業を行うこととされている森林の区域が区分して定められているときには、<u>特定受贈森林経営計画対象山林</u>のうち効力を有する<u>受贈森林経営計画</u>において当該特定贈与者の推定相続人（<u>特定受贈森林経営計画対象山林承継人</u>を含む。）が施業を行うこととされている森林の区域内に存するものが措置法第69条の5第2項第4号ロに掲げる特定計画山林に該当することに留意する。</p> <p>（相続開始の時から相続税の申告期限までの間に一時的に<u>森林経営計画</u>が存在しない場合の措置法第69条の5第2項第3号イに規定する特定計画山林相続人等の判定）</p> <p>69の5—6 被相続人又は当該被相続人から相続若しくは遺贈（措置法令第40条の2の2第19項の適用がある特定の名義で行われるものを除く。）により<u>特定森林経営計画対象山林</u>を取得した当該被相続人の親族が当該<u>特定森林経営計画対象山林</u>に係る市町村長等の認定を受けていた<u>森林経営計画</u>（以下69の5—6において「消滅前計画」という。）の効力が当該相続開始の時から相続税の申告期限までの間に消滅し、かつ、その効力が消滅した日（以下69の5—6において「効力消滅日」という。）の翌日に現に効力を有する当該<u>特定森林経営計画対象山林</u>に係る新たな<u>森林経営計画</u>が存しない場合であっても、当該被相続人又は当該被相続人の親族が当該効力消滅日までに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第9条第1項（<u>森林経営計画</u>の認定の請求等）に規定する認定請求書及び<u>森林経営計画書</u>（当該<u>特定森林経営計画対象山林</u>に係るものに限る。）を提出し、後に当該認定請求に係る<u>森林経営計画</u>について市町村長等の認定を受け、当該認定を受けた<u>森林経営計画</u>に基づき当該被相続人の親族が施業を行っていたときには、措置法第69条の5第2項第3号イ(2)の要件の判定上、当該被相続人の親族が当該効力消滅日の翌日から当該認定を受けた<u>森林経営計画</u>の始期の前日（当該相続又は遺贈に係る申告期限が当該<u>森林経営計画</u>の始期の前日に到来する場合には、その申告期限の日。）まで引き続き消滅前計画に基づき当該<u>特定森林経営計画対象山林</u>（当該認定を受けた<u>森林経営計画</u>において当該被相続人の親族が施業を行うこととされている区域内に存するものに限る。）について施業を行っていたものとして取り扱う。</p> <p>（注） 上記の取扱いは、<u>特定森林経営計画対象山林</u>の判定に当たっては適用がないことに留意する。</p> <p>（贈与の時から相続税の申告期限までの間に一時的に<u>森林経営計画</u>が存在しない場合の措置法第69条の5第2項第3号ロに規定する特定計画山林相続人等の判定）</p>	<p>贈与者の推定相続人（<u>特定受贈森林施業計画対象山林承継人</u>を含む。）が施業を行うこととされている森林の区域と当該他の個人又は法人が施業を行うこととされている森林の区域が区分して定められているときには、<u>特定受贈森林施業計画対象山林</u>のうち効力を有する<u>受贈森林施業計画</u>において当該特定贈与者の推定相続人（<u>特定受贈森林施業計画対象山林承継人</u>を含む。）が施業を行うこととされている森林の区域内に存するものが措置法第69条の5第2項第4号ロに掲げる特定計画山林に該当することに留意する。</p> <p>（相続開始の時から相続税の申告期限までの間に一時的に<u>森林施業計画</u>が存在しない場合の措置法第69条の5第2項第3号イに規定する特定計画山林相続人等の判定）</p> <p>69の5—6 被相続人又は当該被相続人から相続若しくは遺贈（措置法令第40条の2の2第19項の適用がある特定の名義で行われるものを除く。）により<u>特定森林施業計画対象山林</u>を取得した当該被相続人の親族が当該<u>特定森林施業計画対象山林</u>に係る市町村長等の認定を受けていた<u>森林施業計画</u>（以下69の5—6において「消滅前計画」という。）の効力が当該相続開始の時から相続税の申告期限までの間に消滅し、かつ、その効力が消滅した日（以下69の5—6において「効力消滅日」という。）の翌日に現に効力を有する当該<u>特定森林施業計画対象山林</u>に係る新たな<u>森林施業計画</u>が存しない場合であっても、当該被相続人又は当該被相続人の親族が当該効力消滅日までに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第9条第1項（<u>森林施業計画</u>の認定の請求等）に規定する認定請求書及び<u>森林施業計画書</u>（当該<u>特定森林施業計画対象山林</u>に係るものに限る。）を提出し、後に当該認定請求に係る<u>森林施業計画</u>について市町村長等の認定を受け、当該認定を受けた<u>森林施業計画</u>に基づき当該被相続人の親族が施業を行っていたときには、措置法第69条の5第2項第3号イ(2)の要件の判定上、当該被相続人の親族が当該効力消滅日の翌日から当該認定を受けた<u>森林施業計画</u>の始期の前日（当該相続又は遺贈に係る申告期限が当該<u>森林施業計画</u>の始期の前日に到来する場合には、その申告期限の日。）まで引き続き消滅前計画に基づき当該<u>特定森林施業計画対象山林</u>（当該認定を受けた<u>森林施業計画</u>において当該被相続人の親族が施業を行うこととされている区域内に存するものに限る。）について施業を行っていたものとして取り扱う。</p> <p>（注） 上記の取扱いは、<u>特定森林施業計画対象山林</u>の判定に当たっては適用がないことに留意する。</p> <p>（贈与の時から相続税の申告期限までの間に一時的に<u>森林施業計画</u>が存在しない場合の措置法第69条の5第2項第3号ロに規定する特定計画山林相続人等の判定）</p>

改正後

69の5—7 被相続人である特定贈与者又は当該特定贈与者から贈与により特定受贈森林経営計画対象山林を取得した当該特定贈与者の推定相続人（特定受贈森林経営計画対象山林承継人を含む。以下69の5—7において同じ。）が当該特定受贈森林経営計画対象山林に係る市町村長等の認定を受けていた森林経営計画（以下69の5—7において「消滅前計画」という。）の効力が当該贈与の時から当該特定贈与者の死亡に係る相続税の申告期限までの間に消滅し、かつ、その効力が消滅した日（以下69の5—7において「効力消滅日」という。）の翌日に現に効力を有する当該特定受贈森林経営計画対象山林に係る新たな森林経営計画が存しない場合であっても、当該特定贈与者又は当該特定贈与者の推定相続人が当該効力消滅日までに森林法施行規則第9条第1項に規定する認定請求書及び森林経営計画書（当該特定受贈森林経営計画対象山林に係るものに限る。）を提出し、後に当該認定請求に係る森林経営計画について市町村長等の認定を受け、当該認定を受けた森林経営計画に基づき当該特定贈与者の推定相続人が施業を行っていたときには、措置法第69条の5第2項第3号ロ(2)の要件の判定上、当該特定贈与者の推定相続人が当該効力消滅日の翌日から当該認定を受けた森林経営計画の始期の前日（当該特定贈与者の死亡により開始した相続に係る相続税の申告期限が当該森林経営計画の始期の前日前に到来する場合には、その申告期限の日。）まで引き続き消滅前計画に基づき当該特定受贈森林経営計画対象山林（当該認定を受けた森林経営計画において当該特定贈与者の推定相続人が施業を行うこととされている区域内に存するものに限る。）について施業を行っていたものとして取り扱う（措置法令第40条の2の2第20項の規定により施業を行っていたものとみなされる場合を除く。）。

（注）上記の取扱いは、特定受贈森林経営計画対象山林の判定に当たっては適用がないことに留意する。

（特定贈与者の死亡以前に相続時精算課税適用者が死亡した場合の特定計画山林相続人等）

69の5—8 特定受贈森林経営計画対象山林の贈与の時から当該贈与に係る被相続人である特定贈与者の相続開始の時までに当該特定贈与者から当該特定受贈森林経営計画対象山林を贈与により取得した相続時精算課税適用者が死亡した場合には、当該相続時精算課税適用者の納税義務等承継人（当該納税義務等承継人のうちに特定受贈森林経営計画対象山林承継人がおり、かつ、当該特定受贈森林経営計画対象山林承継人が当該死亡の時から当該特定贈与者の相続開始の時まで引き続き当該特定受贈森林経営計画対象山林について市町村長等の認定を受けた森林経営計画に基づき施業を行っている場合に限る。）を当該死亡の時から措置法第69条の5第2項第3号ロ(1)及び(2)に掲げる要

改正前

69の5—7 被相続人である特定贈与者又は当該特定贈与者から贈与により特定受贈森林施業計画対象山林を取得した当該特定贈与者の推定相続人（特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。以下69の5—7において同じ。）が当該特定受贈森林施業計画対象山林に係る市町村長等の認定を受けていた森林施業計画（以下69の5—7において「消滅前計画」という。）の効力が当該贈与の時から当該特定贈与者の死亡に係る相続税の申告期限までの間に消滅し、かつ、その効力が消滅した日（以下69の5—7において「効力消滅日」という。）の翌日に現に効力を有する当該特定受贈森林施業計画対象山林に係る新たな森林施業計画が存しない場合であっても、当該特定贈与者又は当該特定贈与者の推定相続人が当該効力消滅日までに森林法施行規則第9条第1項に規定する認定請求書及び森林施業計画書（当該特定受贈森林施業計画対象山林に係るものに限る。）を提出し、後に当該認定請求に係る森林施業計画について市町村長等の認定を受け、当該認定を受けた森林施業計画に基づき当該特定贈与者の推定相続人が施業を行っていたときには、措置法第69条の5第2項第3号ロ(2)の要件の判定上、当該特定贈与者の推定相続人が当該効力消滅日の翌日から当該認定を受けた森林施業計画の始期の前日（当該特定贈与者の死亡により開始した相続に係る相続税の申告期限が当該森林施業計画の始期の前日前に到来する場合には、その申告期限の日。）まで引き続き消滅前計画に基づき当該特定受贈森林施業計画対象山林（当該認定を受けた森林施業計画において当該特定贈与者の推定相続人が施業を行うこととされている区域内に存するものに限る。）について施業を行っていたものとして取り扱う（措置法令第40条の2の2第20項の規定により施業を行っていたものとみなされる場合を除く。）。

（注）上記の取扱いは、特定受贈森林施業計画対象山林の判定に当たっては適用がないことに留意する。

（特定贈与者の死亡以前に相続時精算課税適用者が死亡した場合の特定計画山林相続人等）

69の5—8 特定受贈森林施業計画対象山林の贈与の時から当該贈与に係る被相続人である特定贈与者の相続開始の時までに当該特定贈与者から当該特定受贈森林施業計画対象山林を贈与により取得した相続時精算課税適用者が死亡した場合には、当該相続時精算課税適用者の納税義務等承継人（当該納税義務等承継人のうちに特定受贈森林施業計画対象山林承継人がおり、かつ、当該特定受贈森林施業計画対象山林承継人が当該死亡の時から当該特定贈与者の相続開始の時まで引き続き当該特定受贈森林施業計画対象山林について市町村長等の認定を受けた森林施業計画に基づき施業を行っている場合に限る。）を当該死亡の時から措置法第69条の5第2項第3号ロ(1)及び(2)に掲げる要

改正後	改正前
<p>件を満たす特定計画山林相続人等に該当するものとして取り扱うものとする。</p> <p>(注) 上記の場合において、当該特定贈与者の相続開始の時から当該特定贈与者の死亡に係る相続税の申告期限までの間に納税義務等承継人が当該相続開始の時に有していた<u>特定受贈森林経営計画対象山林</u>の一部でも有しないこととなるときには、当該<u>特定受贈森林経営計画対象山林</u>の<u>全て</u>について、措置法第69条の5第1項の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>(特定計画山林の特例と小規模宅地等の特例を重複適用する場合の限度額の計算等)</p> <p>69の5—12 . . .</p> <p>. . .</p> <p>(注) 1 措置法第69条の5第5項の規定により、同条第2項第3号イ又はロの要件を満たす特定計画山林相続人等が選択した<u>全ての特定森林経営計画対象山林又は特定受贈森林経営計画対象山林</u> (以下69の5—12において「<u>特定(受贈)森林経営計画対象山林</u>」という。)である特定計画山林 (以下69の5—12において「<u>選択山林</u>」という。)又は小規模宅地等について、同条第1項又は措置法第69条の4第1項の適用を受ける場合において、上記の計算に該当するときを算式で示せば、次のとおりとなる。</p> $B + \left[400 \text{ m}^2 \times \frac{C}{A} \right] \leq 400 \text{ m}^2$ <p>2 算式中の符号は次のとおりである。</p> <p>Aは、措置法第69条の5第2項第3号イ又はロの要件を満たす特定計画山林相続人等に係る<u>全ての特定(受贈)森林経営計画対象山林</u>である特定計画山林の価額の合計額</p> <p>Bは、選択宅地等面積</p> <p>Cは、選択山林の価額の合計額</p> <p>(<u>特定受贈森林経営計画対象山林</u>である特定計画山林について措置法第69条の5第1項の規定の適用を受けるための手続)</p> <p>69の5—14 <u>特定受贈森林経営計画対象山林</u>の贈与に係る相続税法第28条第1項の規定による申告書の提出期限 (措置法令第40条の2の2第13項から第18項までの規定の適用がある場合には、それぞれに定める期限) までに措置法第69条の5第8項に規定する書類 (以下69の5—15までにおいて「第8項に規定する書類」という。)の提出をしなければ、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税対象となる当該<u>特定受贈森林経営計画対象</u></p>	<p>件を満たす特定計画山林相続人等に該当するものとして取り扱うものとする。</p> <p>(注) 上記の場合において、当該特定贈与者の相続開始の時から当該特定贈与者の死亡に係る相続税の申告期限までの間に納税義務等承継人が当該相続開始の時に有していた<u>特定受贈森林施業計画対象山林</u>の一部でも有しないこととなるときには、当該<u>特定受贈森林施業計画対象山林</u>の<u>すべて</u>について、措置法第69条の5第1項の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>(特定計画山林の特例と小規模宅地等の特例を重複適用する場合の限度額の計算等)</p> <p>69の5—12 . . .</p> <p>. . .</p> <p>(注) 1 措置法第69条の5第5項の規定により、同条第2項第3号イ又はロの要件を満たす特定計画山林相続人等が選択した<u>すべての特定森林施業計画対象山林又は特定受贈森林施業計画対象山林</u> (以下69の5—12において「<u>特定(受贈)森林施業計画対象山林</u>」という。)である特定計画山林 (以下69の5—12において「<u>選択山林</u>」という。)又は小規模宅地等について、同条第1項又は措置法第69条の4第1項の適用を受ける場合において、上記の計算に該当するときを算式で示せば、次のとおりとなる。</p> $B + \left[400 \text{ m}^2 \times \frac{C}{A} \right] \leq 400 \text{ m}^2$ <p>2 算式中の符号は次のとおりである。</p> <p>Aは、措置法第69条の5第2項第3号イ又はロの要件を満たす特定計画山林相続人等に係る<u>すべての特定(受贈)森林施業計画対象山林</u>である特定計画山林の価額の合計額</p> <p>Bは、選択宅地等面積</p> <p>Cは、選択山林の価額の合計額</p> <p>(<u>特定受贈森林施業計画対象山林</u>である特定計画山林について措置法第69条の5第1項の規定の適用を受けるための手続)</p> <p>69の5—14 <u>特定受贈森林施業計画対象山林</u>の贈与に係る相続税法第28条第1項の規定による申告書の提出期限 (措置法令第40条の2の2第13項から第18項までの規定の適用がある場合には、それぞれに定める期限) までに措置法第69条の5第8項に規定する書類 (以下69の5—15までにおいて「第8項に規定する書類」という。)の提出をしなければ、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税対象となる当該<u>特定受贈森林施業計画対象</u></p>

改正後

山林である特定計画山林について、同条第1項の規定の適用はないことに留意する。

(措置法第69条の5第8項に規定する書類の提出先等)

69の5—15 被相続人である特定贈与者が特定受贈森林経営計画対象山林の贈与をした年の途中で死亡した場合又は特定受贈森林経営計画対象山林を贈与により取得した措置法第69条の5第2項第3号口の要件を満たす特定計画山林相続人等が同条第8項に規定する書類の提出期限前に同項に規定する書類を提出しないで死亡した場合において、当該贈与を受けた特定受贈森林経営計画対象山林について同条第1項の規定の適用を受けるために提出する同条第8項に規定する書類の提出先及び提出期限は、次に掲げる場合に応じ、それぞれに掲げるところによることに留意する。

区分		提出先	提出期限
(1) 被相続人である特定贈与者が <u>特定受贈森林経営計画対象山林</u> の贈与をした年の途中で死亡した場合 (注) . . .	①
	②
(2) <u>特定受贈森林経営計画対象山林</u> を贈与により取得した特定計画山林相続人等が第8項に規定する書類の提出期限前に当該書類を提出しないで死亡した場合(上記(1)に該当する場合を除く。)	

(平成21年改正法附則第64条第2項の規定により特定受贈同族会社株式等について相続税の納税猶予の適用を受けている場合の取扱い)

69の5—25 . . .69の5—1 ((特定森林経営計画対象山林である特定計画山林))から. . .の取扱いの例による。

[措置法第70条の2 ((直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税))関係]

(課税価格に算入されない住宅資金非課税限度額の算定)

70の2—1の2 贈与により措置法第70条の2第2項第5号に規定する住宅取得等資金(以下70の2—14までにおいて「住宅取得等資金」という。)を取得した年分に係る同

改正前

山林である特定計画山林について、同条第1項の規定の適用はないことに留意する。

(措置法第69条の5第8項に規定する書類の提出先等)

69の5—15 被相続人である特定贈与者が特定受贈森林施業計画対象山林の贈与をした年の途中で死亡した場合又は特定受贈森林施業計画対象山林を贈与により取得した措置法第69条の5第2項第3号口の要件を満たす特定計画山林相続人等が同条第8項に規定する書類の提出期限前に同項に規定する書類を提出しないで死亡した場合において、当該贈与を受けた特定受贈森林施業計画対象山林について同条第1項の規定の適用を受けるために提出する同条第8項に規定する書類の提出先及び提出期限は、次に掲げる場合に応じ、それぞれに掲げるところによることに留意する。

区分		提出先	提出期限
(1) 被相続人である特定贈与者が <u>特定受贈森林施業計画対象山林</u> の贈与をした年の途中で死亡した場合 (注) . . .	①
	②
(2) <u>特定受贈森林施業計画対象山林</u> を贈与により取得した特定計画山林相続人等が第8項に規定する書類の提出期限前に当該書類を提出しないで死亡した場合(上記(1)に該当する場合を除く。)	

(平成21年改正法附則第64条第2項の規定により特定受贈同族会社株式等について相続税の納税猶予の適用を受けている場合の取扱い)

69の5—25 . . .69の5—1 ((特定森林施業計画対象山林である特定計画山林))から. . .の取扱いの例による。

[措置法第70条の2 ((直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税))関係]

(新設)

改正後

条第1項に規定する住宅資金非課税限度額（以下70の2-1の2において単に「非課税限度額」という。）は、既に同項の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかった金額がある場合には、同条第2項第6号イ又はロに定める金額（以下70の2-1の2において「6号非課税限度額」という。）から当該算入しなかった金額を控除して算定することに留意する。

なお、贈与により取得した住宅取得等資金で同条第1項各号の新築等（新築、取得又は増改築等（同項第4号に規定する増改築等をいう。以下70の2-11までにおいて同じ。）をいう。以下70の2-2までにおいて同じ。）をした住宅用の家屋が、同条第2項第6号イ又はロのいずれの場合に該当するかの判定は、当該新築等をした直後の住宅用の家屋がいずれの場合に該当するかにより行い、同号イ又はロに規定する「最初に前項の規定の適用を受けようとする住宅取得等資金の贈与を受けた日の属する年」の判定は、同号イ又はロの区分ごとに行うことに留意する。

(注) 同一年中に贈与により取得した住宅取得等資金で同条第1項各号の新築等をした住宅用の家屋で同条第2項第6号イの場合に該当するものと同号ロの場合に該当するものがある場合には、納税者の選択により同号イ又はロに定めるいずれかの金額を6号非課税限度額として当該納税者の非課税限度額を計算して差し支えない。

(居住の用に供したとき等)

70の2-2 措置法第70条の2第1項第1号、第2号及び第3号に規定する「当該特定受贈者の居住の用に供したとき」又は「同日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれるとき」とは、住宅取得等資金の贈与を受け、・・・の新築等をした者が、・・・取り扱う。

・・・

(1) 措置法規則第23条の5の2第7項第1号又は第2号の場合 ・・・

(2) 同条第7項第3号の場合 ・・・

(注) 1 ・・・

2 ・・・

3 ・・・

改正前

(居住の用に供したとき等)

70の2-2 措置法第70条の2第1項第1号、第2号及び第3号に規定する「当該特定受贈者の居住の用に供したとき」又は「同日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれるとき」とは、同条第2項第5号に規定する住宅取得等資金（以下70の2-14までにおいて「住宅取得等資金」という。）の贈与を受け、・・・の新築等（新築、取得又は増改築等（同項第4号に規定する増改築等をいう。以下70の2-2において同じ。）をいう。以下70の2-2までにおいて同じ。）をした者が、・・・取り扱う。

・・・

(1) 措置法規則第23条の5の2第6項第1号又は第2号の場合 ・・・

(2) 同条第6項第3号の場合 ・・・

(注) 1 ・・・

2 ・・・

3 ・・・

改正後	改正前
<p>(床面積の意義)</p> <p>70の2—5 措置法令第40条の4の2第1項第1号に規定する家屋の床面積、同項第2号に規定する区分所有する部分の床面積、同条第4項第2号に規定する家屋の床面積及び同号に規定する区分所有する部分の床面積については、70の3—5((床面積の意義))<u>（(注)3を除く。）</u>を準用する。</p> <p>(国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類等)</p> <p>70の2—11 措置法規則第23条の5の2第5項第1号イからニまでに規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類とは、措置法第70条の2第1項の規定の適用を受けようとする者から措置法規則第23条の5の2第5項の証明の申請を受けた建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項((登録の実施))の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、<u>当該申請に係る住宅用の家屋が同法第3条((一級建築士でなければならない設計又は工事監理))第1項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第3条の2((一級建築士又は二級建築士でなければならない設計又は工事監理))第1項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。）、指定確認検査機関（建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21((指定の公示等))第1項に規定する指定確認検査機関をいう。以下70の3—11までにおいて同じ。）、登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条((住宅性能評価))第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下70の3—11までにおいて同じ。）又は住宅瑕疵担保責任保険法人（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第17条((指定))第1項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人をいう。以下70の3—11までにおいて同じ。）が、平成24年3月31日付国土交通省告示第391号の別表で定める書式により、当該申請に係る工事が相続税法の施行地内で行われるもので、措置法令第40条の4の2第3項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替又は同項第4号に規定する修繕若しくは模様替に該当する旨を証するものをいい、措置法規則第23条の5の2第5項第1号ホに規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類とは、措置法第70条の2第1項の規定の適用を受けようとする者から措置法規則第23条の5の2第5項の証明の申請を受けた指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人が平成24年3月31日付国土交通省告示第391号の別表で定める書式により、当該申請に係る工事が相続税法の施行地内で行われるもので、措置法令第40条の4の2第3項第5号に規定する修繕若しくは模様替に該当する旨を証す</u></p>	<p>(床面積の意義)</p> <p>70の2—5 措置法令第40条の4の2第1項第1号に規定する家屋の床面積、同項第2号に規定する区分所有する部分の床面積、同条第4項第2号に規定する家屋の床面積及び同号に規定する区分所有する部分の床面積については、70の3—5((床面積の意義))を準用する。</p> <p>(国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類)</p> <p>70の2—11 措置法規則第23条の5の2第5項第1号イからニまでに規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類とは、措置法第70条の2第1項の規定の適用を受けようとする者から措置法規則第23条の5の2第5項の証明の申請を受けた建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項((登録の実施))の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、<u>木造以外の住宅に係る工事にあつては一級建築士又は二級建築士に限るものとする。）、平成21年6月26日付国土交通省告示第684号の別表で定める書式により、当該申請に係る工事が相続税法の施行地内で行われるもので、措置法令第40条の4の2第3項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替又は同項第4号に規定する修繕若しくは模様替に該当する旨を証するものをいうことに留意する。</u></p>

改正後	改正前
<p>るものをいうことに留意する。</p> <p><u>(注) 措置法令第40条の4の2第3項第5号に規定する修繕若しくは模様替に該当する工事は、措置法第70条の3第1項の規定の適用対象となる増改築等に該当しないが、措置法第70条の2第1項の規定の適用対象となる増改築等には該当することに留意する。</u></p> <p>〔措置法第70条の3((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))関係〕</p> <p>(床面積の意義)</p> <p>70の3—5</p> <p>(注) 1</p> <p>2</p> <p><u>3 措置法第70条の3第1項の規定の適用対象となる住宅用の家屋に係る床面積については措置法第70条の2第1項の規定の適用対象となる住宅用の家屋に係る床面積と異なり、上限面積の要件が付されていないことに留意する。</u></p> <p>(国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類等)</p> <p>70の3—11 措置法規則第23条の6第5項第1号イからニまでに規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類とは、措置法第70条の3第1項の規定の適用を受けようとする者から措置法規則第23条の6第5項の証明の申請を受けた建築士（建築士法第23条の3第1項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、<u>当該申請に係る住宅用の家屋が同法第3条第1項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第3条の2第1項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。</u>）、<u>指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人が、平成24年3月31日付国土交通省告示第391号の別表で定める書式により、当該申請に係る工事が相続税法の施行地内で行われるもので、措置法令第40条の5第3項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替又は同項第4号に規定する修繕若しくは模様替に該当する旨を証するものをいうことに留意する。</u></p> <p><u>(注) 措置法令第40条の4の2第3項第5号に規定する修繕若しくは模様替に該当する場合には、措置法第70条の2第1項の規定の適用対象となる増改築等に該当する</u></p>	<p>〔措置法第70条の3((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))関係〕</p> <p>(床面積の意義)</p> <p>70の3—5</p> <p>(注) 1</p> <p>2</p> <p>(国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類)</p> <p>70の3—11 措置法規則第23条の6第5項第1号イからニまでに規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類とは、措置法第70条の3第1項の規定の適用を受けようとする者から措置法規則第23条の6第5項の証明の申請を受けた建築士（建築士法第23条の3第1項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、木造以外の住宅に係る工事にあつては一級建築士又は二級建築士に限るものとする。）<u>が、平成21年6月26日付国土交通省告示第684号の別表で定める書式により、当該申請に係る工事が相続税法の施行地内で行われるもので、措置法令第40条の5第3項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替又は同項第4号に規定する修繕若しくは模様替に該当する旨を証するものをいうことに留意する。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>が、措置法第70条の3第1項の規定の適用対象となる増改築等には該当しないことに留意する。</u></p> <p>(修正申告書の提出期限)</p> <p>70の3—14 住宅取得等資金を贈与により・・・2か月を<u>経過する日とする。</u></p> <p>(注) 1 …… 2 ……</p> <p>〔措置法第70条の4((農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予))関係〕</p> <p>(贈与者等の農業の用に供している農地又は採草放牧地)</p> <p>70の4—12 措置法第70条の4第1項に規定する農業を営む個人がその農業の用に供している農地又は採草放牧地には、その者が贈与の時において現に農業の用に供していない農地又は採草放牧地(措置法令第40条の6第63項の規定により措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地を除く。)は含まれないのであるが、次に掲げる土地は、それぞれ次に掲げる事由の生ずる直前において、農地又は採草放牧地で、その者が農業の用に供していた場合に限り、その農業の用に供している農地又は採草放牧地に該当するものとして取り扱う。</p> <p>また、同項に規定する贈与を受けた者が贈与により取得した同項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地が次に掲げる土地に該当することとなった場合であっても、その土地は、その者の農業の用に供している農地又は採草放牧地に該当するものとして取り扱う。</p> <p>(1) …… (2) …… (3) …… (注) …… ① …… ② …… ③ ……</p> <p>(納税猶予分の贈与税額に相当する担保)</p> <p>70の4—17 …… (1) ……</p>	<p>(修正申告書の提出期限)</p> <p>70の3—14 住宅取得等資金を贈与により・・・2か月を<u>経過する日とするものとする。</u></p> <p>(注) 1 …… 2 ……</p> <p>〔措置法第70条の4((農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予))関係〕</p> <p>(贈与者等の農業の用に供している農地又は採草放牧地)</p> <p>70の4—12 措置法第70条の4第1項に規定する農業を営む個人がその農業の用に供している農地又は採草放牧地には、その者が贈与の時において現に農業の用に供していない農地又は採草放牧地(措置法令第40条の6第62項の規定により措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地を除く。)は含まれないのであるが、次に掲げる土地は、それぞれ次に掲げる事由の生ずる直前において、農地又は採草放牧地で、その者が農業の用に供していた場合に限り、その農業の用に供している農地又は採草放牧地に該当するものとして取り扱う。</p> <p>また、同項に規定する贈与を受けた者が贈与により取得した同項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地が次に掲げる土地に該当することとなった場合であっても、その土地は、その者の農業の用に供している農地又は採草放牧地に該当するものとして取り扱う。</p> <p>(1) …… (2) …… (3) …… (注) …… ① …… ② …… ③ ……</p> <p>(納税猶予分の贈与税額に相当する担保)</p> <p>70の4—17 …… (1) ……</p>

改正後	改正前
<p>(2) なお、上記以外の方法により担保を提供する場合には、納税猶予に係る贈与税の本税の額とこれに係る贈与者の平均余命年数に相当する納税猶予期間中の利子税の額との合計額に相当する担保が提供された場合が同項に規定する「当該納税猶予分の贈与税額に相当する担保を提供した場合」に該当するものとして取り扱う。</p> <p>(注) 上記平均余命年数は、<u>相続税法施行規則(昭和25年大蔵省令第17号)第12条の3((平均余命))</u>に定める<u>平均余命</u>によることに留意する(70の6—17において同じ。)</p> <p>(農業経営基盤強化促進法に規定する事業による譲渡をした場合)</p> <p>70の4—29の2 措置法第70条の4第1項第1号の規定による100分の20を超えるかどうかの計算上の分子の対象となる譲渡等から除外される譲渡等は、措置法第70条の6第1項第1号に規定する「第33条の4第1項に規定する収用交換等による譲渡その他政令で定める譲渡又は設定」とは異なることに留意する。</p> <p>したがって、<u>措置法令第40条の6第9項第4号イ又はロの要件を満たさない受贈者が行った農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号((市町村の定める農業振興地域整備計画))に規定する農用地区域として定められている区域内にある特例適用農地等の次の(1)から(3)までに掲げる譲渡は、収用交換等による譲渡等に該当しないことに留意する。</u></p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) . . .</p> <p>(注) <u>措置法第70条の4第1項の規定の適用を受けている受贈者で措置法令第40条の6第9項第4号イ若しくはロの要件を満たす受贈者が上記の(1)から(3)までに掲げる譲渡を行った場合におけるこれらの譲渡又は措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている相続人が上記の(1)から(3)までに掲げる譲渡を行った場合におけるこれらの譲渡は、それぞれ措置法第70条の4第1項第1号又は措置法第70条の6第1項第1号の規定による100分の20を超えるかどうかの計算上の分子の対象となる譲渡等から除外されることに留意する。</u></p> <p>(使用貸借による権利の設定をしなければならないこととされている特例適用農地等の範囲)</p> <p>70の4—40 . . . 同条第1項本文の規定の適用を受けているものの<u>全て</u>とは、. . . 同条第8項に規定する貸付特例適用農地等又は措置法令第40条の6第61項各号に掲げ</p>	<p>(2) なお、上記以外の方法により担保を提供する場合には、納税猶予に係る贈与税の本税の額とこれに係る贈与者の平均余命年数に相当する納税猶予期間中の利子税の額との合計額に相当する担保が提供された場合が同項に規定する「当該納税猶予分の贈与税額に相当する担保を提供した場合」に該当するものとして取り扱う。</p> <p>(注) 上記平均余命年数は、<u>所得税法施行令(昭和40年政令第96号)別表((余命年数表))</u>に定める<u>年数</u>によることに留意する(70の6—17において同じ。)</p> <p>(農業経営基盤強化促進法に規定する事業による譲渡をした場合)</p> <p>70の4—29の2 措置法第70条の4第1項第1号の規定による100分の20を超えるかどうかの計算上の分子の対象となる譲渡等から除外される譲渡等は、措置法第70条の6第1項第1号に規定する「第33条の4第1項に規定する収用交換等による譲渡その他政令で定める譲渡又は設定」とは異なることに留意する。</p> <p>したがって、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号((市町村の定める農業振興地域整備計画))に規定する農用地区域として定められている区域内にある特例適用農地等の次の(1)から(3)までに掲げる譲渡は、収用交換等による譲渡等に該当しないことに留意する。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) . . .</p> <p>(注) <u>上記の(1)から(3)までに掲げる譲渡は、措置法第70条の6第1項第1号の規定による100分の20を超えるかどうかの計算上の分子の対象となる譲渡等から除外されることに留意する。</u></p> <p>(使用貸借による権利の設定をしなければならないこととされている特例適用農地等の範囲)</p> <p>70の4—40 . . . 同条第1項本文の規定の適用を受けているものの<u>すべて</u>とは、. . . 同条第8項に規定する貸付特例適用農地等又は措置法令第40条の6第60項各号に掲げ</p>

改正後	改正前
<p>る農地等又は敷地若しくは用地については、・・・</p> <p>(貸付特例適用農地等の対象から除かれる農地又は採草放牧地)</p> <p>70の4—56 措置法第70条の4第8項の規定により貸し付けることができる同条第1項本文の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地は、<u>措置法令第40条の6第61項各号</u>に掲げる農地等又は敷地若しくは用地、措置法第70条の4第6項の規定により受贈者の推定相続人の1人に対し使用貸借による権利の設定が行われている農地又は採草放牧地、<u>同条第21項の規定により同項に規定する営農困難時貸付けを行っている農地又は採草放牧地及び措置法第70条の4の2第1項の規定により同項に規定する特定貸付けを行っている農地又は採草放牧地以外のものをいうことに留意する。</u></p> <p>(一時的道路用地等として貸付けの対象となる特例適用農地等の範囲)</p> <p>70の4—72 措置法第70条の4第17項に規定する一時的道路用地等(以下70の4—88までにおいて「一時的道路用地等」という。)の用に供するための地上権、賃借権又は使用貸借による権利(以下70の4—83までにおいて「地上権等」という。)の設定に基づく貸付けの対象となる特例適用農地等には、同条第8項に規定する貸付特例適用農地等は含まれないが、<u>次の(1)に掲げる敷地又は用地、(2)から(4)までに掲げる特例適用農地等は含まれることに留意する。</u></p> <p>(1) <u>措置法令第40条の6第61項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地</u></p> <p>(2) <u>措置法第70条の4第6項の規定の適用を受ける特例適用農地等(受贈者が一時的道路用地等の用に供するために当該特例適用農地等に係る使用貸借による権利を消滅させたものに限る。)</u></p> <p>(3) <u>措置法第70条の4第21項の規定の適用を受ける同項に規定する営農困難時貸付けが行われている特例適用農地等(受贈者が一時的道路用地等の用に供するために当該特例適用農地等に係る地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権(以下70の4—72において「賃借権等」という。)を消滅させたものに限る。)</u></p> <p>(4) <u>措置法第70条の4の2第1項の規定の適用を受ける同項に規定する特定貸付けが行われている特例適用農地等(受贈者が一時的道路用地等の用に供するために当該特例適用農地等に係る賃借権等を消滅させたものに限る。)</u></p> <p>(貸付期限が到来した一時的道路用地等の用途)</p> <p>70の4—77 ……この場合、その特例適用農地等の利用状況が、一時的道路用地等の用に供されていた特例適用農地等の貸付けの直前の利用状況と異なる場合であっても、そ</p>	<p>る農地等又は敷地若しくは用地については、・・・</p> <p>(貸付特例適用農地等の対象から除かれる農地又は採草放牧地)</p> <p>70の4—56 措置法第70条の4第8項の規定により貸し付けることができる同条第1項本文の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地は、<u>措置法令第40条の6第60項各号</u>に掲げる農地等又は敷地若しくは用地、措置法第70条の4第6項の規定により受贈者の推定相続人の1人に対し使用貸借による権利の設定が行われている農地又は採草放牧地<u>及び同条第21項の規定により同項に規定する営農困難時貸付けを行っている農地又は採草放牧地以外のものをいうことに留意する。</u></p> <p>(一時的道路用地等として貸付けの対象となる特例適用農地等の範囲)</p> <p>70の4—72 措置法第70条の4第17項に規定する一時的道路用地等(以下70の4—89までにおいて「一時的道路用地等」という。)の用に供するための地上権、賃借権又は使用貸借による権利(以下70の4—83までにおいて「地上権等」という。)の設定に基づく貸付けの対象となる特例適用農地等には、同条第8項に規定する貸付特例適用農地等は含まれないが、<u>措置法令第40条の6第60項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地、措置法第70条の4第6項の規定により受贈者の推定相続人の1人に対し使用貸借による権利の設定が行われたもの(受贈者が当該設定に係る特例適用農地等の全部又は一部について一時的道路用地等の用に供するためにその権利を消滅させたものに限る。)</u>及び同条第21項に規定する営農困難時貸付農地等(受贈者が当該営農困難時貸付農地等に係る地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権(以下70の4—72において「賃借権等」という。)の全部又は一部について一時的道路用地等の用に供するためにその賃借権等を消滅させたものに限る。)は含まれるのであるから留意する。</p> <p>(貸付期限が到来した一時的道路用地等の用途)</p> <p>70の4—77 ……この場合、その特例適用農地等の利用状況が、一時的道路用地等の用に供されていた特例適用農地等の貸付けの直前の利用状況と異なる場合であっても、そ</p>

改正後	改正前
<p>の特例適用農地等を自己の農業の用（<u>措置法令第40条の6第61項第2号又は第3号</u>に掲げる施設又は用地としての利用を含む。）に供する限り、措置法第70条の4第17項第2号の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>（注）当該特例適用農地等について措置法第70条の4第21項に規定する営農困難時貸付けを行う場合には、<u>措置法令第40条の6第46項、第54項及び第57項</u>の規定の適用があることに留意する。</p> <p>（一時的道路用地等の用に供されている特例農地等について贈与税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額）</p> <p>70の4—79 <u>措置法令第40条の6第63項</u>に規定する・・・</p> <p>（措置法第70条の4第21項に規定する営農困難時貸付け）</p> <p>70の4—80 措置法第70条の4第21項に規定する営農困難時貸付け（以下<u>70の4—93</u>までにおいて「営農困難時貸付け」という。）とは、同条第1項の規定の適用を受ける受贈者が特例適用農地等について当該受贈者の農業の用に供することが困難な状態として措置法令第40条の6第45項で定める状態となった場合において、<u>当該受贈者が当該特例適用農地等について行った次の(1)から(3)までに掲げるいずれかの貸付け（措置法第70条の4の2第1項に規定する猶予適用者（以下70の4—80において「猶予適用者」という。）に該当する受贈者にあつては次の(2)又は(3)に掲げる貸付け）を行った場合をいうことに留意する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>措置法第70条の4の2第1項各号</u>に掲げる貸付け (2) 特例適用農地等が措置法令第40条の6第46項各号に掲げる地域若しくは区域のいずれにも存しない場合における貸付け (3) <u>措置法第70条の4の2第1項各号</u>に掲げる貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかつた場合（当該貸付けの申込みを当該1年を経過する日まで引き続き行っている場合に限る。）における当該貸付け又は当該貸付け以外の<u>地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定（以下70の4—85までにおいて「権利設定」という。）</u>に基づく貸付け <p>（営農困難時貸付けの対象から除かれる特例適用農地等）</p> <p>70の4—83 営農困難時貸付けの対象となる特例適用農地等には、措置法第70条の4第6項の規定の適用を受ける特例適用農地等、同条第8項に規定する貸付特例適用農地等又は借受代替農地等、<u>一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づく貸付</u></p>	<p>の特例適用農地等を自己の農業の用（<u>措置法令第40条の6第60項第2号又は第3号</u>に掲げる施設又は用地としての利用を含む。）に供する限り、措置法第70条の4第17項第2号の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>（注）当該特例適用農地等について措置法第70条の4第21項に規定する営農困難時貸付けを行う場合には、<u>措置法令第40条の6第46項及び同条第56項</u>の規定の適用があることに留意する。</p> <p>（一時的道路用地等の用に供されている特例農地等について贈与税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額）</p> <p>70の4—79 <u>措置法令第40条の6第62項</u>に規定する・・・</p> <p>（措置法第70条の4第21項に規定する営農困難時貸付け）</p> <p>70の4—80 措置法第70条の4第21項に規定する営農困難時貸付け（以下<u>70の4—96</u>までにおいて「営農困難時貸付け」という。）とは、同条第1項の規定の適用を受ける受贈者が特例適用農地等について当該受贈者の農業の用に供することが困難な状態として措置法令第40条の6第45項で定める状態となり、<u>当該特例適用農地等について次の(1)から(3)までのいずれかによる地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定（以下70の4—85までにおいて「権利設定」という。）</u>に基づく貸付けを行った場合をいうことに留意する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>措置法第70条の6の2第1項各号</u>に掲げる貸付け (2) 特例適用農地等が措置法令第40条の6第46項各号に掲げる地域若しくは区域のいずれにも存しない場合における貸付け (3) <u>措置法第70条の6の2第1項各号</u>に掲げる貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかつた場合（当該貸付の申込みを当該1年を経過する日まで引き続き行っている場合に限る。）における当該貸付け又は当該貸付け以外の<u>権利設定</u>に基づく貸付け <p>（営農困難時貸付けの対象から除かれる特例適用農地等）</p> <p>70の4—83 営農困難時貸付けの対象となる特例適用農地等には、措置法第70条の4第6項の規定により受贈者の推定相続人の1人に対し使用貸借による権利の設定が行われた特例適用農地等、同条第8項に規定する貸付特例適用農地等又は借受代替農地等及び</p>

改正後	改正前
<p>けの対象となっている特例適用農地等（受贈者が営農困難時貸付けを行っていた特例適用農地等の全部又は一部を一時的道路用地等の用に供するために営農困難時貸付けに係る地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権を消滅させ、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づく貸付けを行っている特例適用農地等で、同条第17項に規定する貸付期限が到来したものを除く。）<u>及び措置法第70条の4の2第1項の規定の適用を受ける特例適用農地等</u>は含まれないことに留意する。</p> <p>（貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合）</p> <p>70の4—84 措置法令第40条の6第46項に規定する「貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合」とは、同項各号に掲げる地域若しくは区域にある特例適用農地等について、同項第1号に規定する農地保有合理化事業を行う法人、同項第2号に規定する農地利用集積円滑化事業を行う者及び同項第3号に規定する利用権設定等促進事業を行っている市町村に対して、当該特例適用農地等に係る<u>措置法第70条の4の2第1項各号</u>に掲げる貸付けの申込みが当該貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日まで継続して行われていたが、同日において当該貸付けの申込みによる貸付けができない場合をいうことに留意する。</p> <p>なお、当該特例適用農地等の所在が措置法令第40条の6第46項各号に掲げる地域若しくは区域の2以上に該当する場合には、該当する各号に掲げる農地保有合理化事業を行う法人、農地利用集積円滑化事業を行う者又は利用権設定等促進事業を行っている市町村の<u>全て</u>に対して貸付けの申込みが行われていなければならないことに留意する。</p> <p>（削除）</p> <p>（営農困難時貸付けに係る権利設定に関する届出書）</p> <p>70の4—85 （省略）</p>	<p>一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づく貸付けの対象となっている特例適用農地等（受贈者が営農困難時貸付けを行っていた特例適用農地等の全部又は一部を一時的道路用地等の用に供するために営農困難時貸付けに係る地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権を消滅させ、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づく貸付けを行っている特例適用農地等で、同条第17項に規定する貸付期限が到来したものを除く。）は含まれないことに留意する。</p> <p>（貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合）</p> <p>70の4—84 措置法令第40条の6第46項に規定する「貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合」とは、同項各号に掲げる地域若しくは区域にある特例適用農地等について、同項第1号に規定する農地保有合理化事業を行う法人、同項第2号に規定する農地利用集積円滑化事業を行う者及び同項第3号に規定する利用権設定等促進事業を行っている市町村に対して、当該特例適用農地等に係る<u>措置法第70条の6の2第1項各号</u>に掲げる貸付けの申込みが当該貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日まで継続して行われていたが、同日において当該貸付けの申込みによる貸付けができない場合をいうことに留意する。</p> <p>なお、当該特例適用農地等の所在が措置法令第40条の6第46項各号に掲げる地域若しくは区域の2以上に該当する場合には、該当する各号に掲げる農地保有合理化事業を行う法人、農地利用集積円滑化事業を行う者又は利用権設定等促進事業を行っている市町村の<u>すべて</u>に対して貸付けの申込みが行われていなければならないことに留意する。</p> <p><u>（措置法第70条の6の2第1項各号による貸付け以外の措置法第70条の4第21項に規定する権利設定に基づく貸付け）</u></p> <p>70の4—85 措置法第70条の6の2第1項各号による貸付け以外の措置法第70条の4第21項に規定する権利設定に基づく貸付けによる営農困難時貸付けは、<u>特例適用農地等が措置法令第40条の6第46項各号に掲げる地域若しくは区域のいずれにも存しない場合又は措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合（当該貸付けの申込みが1年を経過する日まで継続して行われている場合に限る。）に適用できることに留意する。</u></p> <p>（営農困難時貸付けに係る権利設定に関する届出書）</p> <p>70の4—86 （同左）</p>

改正後	改正前
<p>(営農困難時貸付けに係る権利設定に関する届出書の添付書類)</p> <p><u>70の4—86</u> (省略)</p>	<p>(営農困難時貸付けに係る権利設定に関する届出書の添付書類)</p> <p><u>70の4—87</u> (同左)</p>
<p>(措置法第70条の4第21項の権利設定があった場合の同条第1項の担保)</p> <p><u>70の4—87</u> (省略)</p>	<p>(措置法第70条の4第21項の権利設定があった場合の同条第1項の担保)</p> <p><u>70の4—88</u> (同左)</p>
<p>(新たな営農困難時貸付けを行うときの貸付けの申込みを継続して行う期間)</p> <p><u>70の4—88</u> 措置法第70条の4第21項に規定する営農困難時貸付農地等(以下<u>70の4—92</u>までにおいて「営農困難時貸付農地等」という。)に同条第22項に規定する耕作の放棄(以下<u>70の4—92</u>までにおいて「耕作の放棄」という。)又は同項に規定する権利消滅(以下<u>70の4—92</u>までにおいて「権利消滅」という。)があった場合において、当該営農困難時貸付農地等につき新たな営農困難時貸付けを行うときの措置法令第40条の6第46項に規定する<u>措置法第70条の4の2第1項各号</u>に掲げる貸付けの申込みを継続して行う期間については、当該貸付けの申込みを行った日後1月を経過する日までであることに留意する。</p> <p>(注) 一時的道路用地等の用に供されていた特例適用農地等について<u>措置法令第40条の6第56項</u>において準用する措置法第70条の4第17項に規定する貸付期限の到来により当該特例適用農地等につき新たな営農困難時貸付けを行うときの貸付けの申込みを継続して行う期間も同様であることに留意する。</p>	<p>(新たな営農困難時貸付けを行うときの貸付けの申込みを継続して行う期間)</p> <p><u>70の4—89</u> 措置法第70条の4第21項に規定する営農困難時貸付農地等(以下<u>70の4—93</u>までにおいて「営農困難時貸付農地等」という。)に同条第22項に規定する耕作の放棄(以下<u>70の4—93</u>までにおいて「耕作の放棄」という。)又は同項に規定する権利消滅(以下<u>70の4—93</u>までにおいて「権利消滅」という。)があった場合において、当該営農困難時貸付農地等につき新たな営農困難時貸付けを行うときの措置法令第40条の6第46項に規定する<u>措置法第70条の6の2第1項各号</u>に掲げる貸付けの申込みを継続して行う期間については、当該貸付けの申込みを行った日後1月を経過する日までであることに留意する。</p> <p>(注) 一時的道路用地等の用に供されていた特例適用農地等について<u>措置法令第40条の6第55項</u>において準用する措置法第70条の4第17項に規定する貸付期限の到来により当該特例適用農地等につき新たな営農困難時貸付けを行うときの貸付けの申込みを継続して行う期間も同様であることに留意する。</p>
<p>(新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書の添付書類)</p> <p><u>70の4—89</u> (省略)</p>	<p>(新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書の添付書類)</p> <p><u>70の4—90</u> (同左)</p>
<p>(営農困難時貸付けを適用した後に営農困難な状態が解消した場合)</p> <p><u>70の4—90</u> (省略)</p>	<p>(営農困難時貸付けを適用した後に営農困難な状態が解消した場合)</p> <p><u>70の4—91</u> (同左)</p>
<p>(営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄又は権利消滅があった後に受贈者が死亡した場合)</p> <p><u>70の4—91</u> (省略)</p>	<p>(営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄又は権利消滅があった後に受贈者が死亡した場合)</p> <p><u>70の4—92</u> (同左)</p>
<p>(営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄又は権利消滅があった後に贈与者が死亡した場合)</p>	<p>(営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄又は権利消滅があった後に贈与者が死亡した場合)</p>

改正後	改正前
<p><u>70の4—92</u> (省略)</p> <p>(営農困難時貸付けを行った準農地)</p> <p><u>70の4—93</u> (省略)</p> <p>(昭和50年改正前の措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける受贈者又は平成3年改正前の措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける受贈者が措置法第70条の4第21項の規定の適用を受けた場合の贈与税の納税猶予についての取扱い)</p> <p><u>70の4—94</u> (省略)</p> <p>(平成3年改正前の措置法第70条の4第1項及び第10項の規定の適用を受ける受贈者又は平成7年改正前の措置法第70条の4第1項及び第13項の規定の適用を受ける受贈者が措置法第70条の4第21項の規定の適用を受けた場合の継続届出書の提出)</p> <p><u>70の4—95</u> (省略)</p> <p>(継続届出書の提出期間)</p> <p><u>70の4—96</u> (省略)</p> <p><u>[措置法第70条の4の2((贈与税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例)関係)]</u></p> <p><u>(措置法第70条の4の2の適用の対象となる特例適用農地等の範囲)</u></p> <p><u>70の4の2—1 措置法第70条の4の2第1項各号に掲げる貸付け(以下70の4の2—7までにおいて「特定貸付け」という。)の対象となる農地又は採草放牧地とは、措置法令第40条の6第46項各号に掲げる地域若しくは区域に所在する農地又は採草放牧地であり、措置法第70条の4の2第1項の規定の適用がある農地又は採草放牧地は特例適用農地等に限られるのであるが、この場合において、次に掲げる特例適用農地等は特定貸付けの対象とならないことに留意する。</u></p> <p><u>(1) 措置法第70条の4第1項に規定する準農地である特例適用農地等</u></p> <p><u>(2) 措置法令第40条の6第61項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地である特例適用農地等</u></p> <p><u>(3) 措置法第70条の4第6項の規定の適用を受ける特例適用農地等</u></p> <p><u>(4) 措置法第70条の4第8項に規定する貸付特例適用農地等</u></p>	<p><u>70の4—93</u> (同左)</p> <p>(営農困難時貸付けを行った準農地)</p> <p><u>70の4—94</u> (同左)</p> <p>(昭和50年改正前の措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける受贈者又は平成3年改正前の措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける受贈者が措置法第70条の4第21項の規定の適用を受けた場合の贈与税の納税猶予についての取扱い)</p> <p><u>70の4—95</u> (同左)</p> <p>(平成3年改正前の措置法第70条の4第1項及び第10項の規定の適用を受ける受贈者又は平成7年改正前の措置法第70条の4第1項及び第13項の規定の適用を受ける受贈者が措置法第70条の4第21項の規定の適用を受けた場合の継続届出書の提出)</p> <p><u>70の4—96</u> (同左)</p> <p>(継続届出書の提出期間)</p> <p><u>70の4—97</u> (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>(5) 措置法第70条の4第17項に規定する一時的道路用地等の用に供するため同項に規定する地上権等の設定に基づく貸付けの対象となっている特例適用農地等（受贈者が特定貸付けを行っていた特例適用農地等の全部又は一部について一時的道路用地等の用に供するために特定貸付けに係る地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権を消滅させ、一時的道路用地等の用に供するため地上権等の設定に基づく貸付けを行っている特例適用農地等で同項に規定する貸付期限が到来したものを除く。）</u></p> <p><u>(6) 措置法第70条の4第21項に規定する営農困難時貸付けの対象となっている特例適用農地等</u></p>	
<p><u>(特定貸付けに該当しない貸付け)</u></p> <p><u>70の4の2—2 措置法第70条の4第21項に規定する営農困難時貸付けを行っている特例適用農地等に同条第22項に規定する耕作の放棄又は同項に規定する権利消滅があった場合において、当該特例適用農地等に係る新たな貸付けを特定貸付けにより行ったときであっても、当該特定貸付けは措置法第70条の4第21項の規定が適用される営農困難時貸付けであり、措置法第70条の4の2の規定の適用はないことに留意する。</u></p>	(新設)
<p><u>(特定貸付けに係る権利設定に関する届出書)</u></p> <p><u>70の4の2—3 措置法第70条の4の2第1項に規定する届出書は、特定貸付けを行ったごとに提出しなければならないのであるから、例えば、特定貸付けを行った日において2以上の契約又は農用地利用集積計画の定めるところにより特定貸付けを行っている場合には、それぞれの契約又は農用地利用集積計画ごとに当該届出書を提出しなければならないことに留意する。</u></p> <p><u>(注) 措置法第70条の4の2第3項の届出書及び同条第5項の届出書の提出も同様であることに留意する。</u></p>	(新設)
<p><u>(措置法第70条の4の2第1項の賃借権等の設定があった場合の措置法第70条の4第1項の担保)</u></p> <p><u>70の4の2—4 特例適用農地等が措置法第70条の4第1項に規定する担保に提供されている場合において、その特例適用農地等につき措置法第70条の4の2第1項に規定する賃借権等の設定があったときにおいても、その担保を提供した措置法第70条の4の2第1項に規定する猶予適用者（以下70の4の2—7までにおいて「猶予適用者」という。）に対して国税通則法第51条第1項に規定する増担保の提供を命ずる必要はないことに留意する。</u></p>	(新設)

改正後	改正前
<p><u>(貸付期限の更新があった場合)</u></p> <p><u>70の4の2—5 措置法第70条の4の2第1項に規定する特定貸付農地等（以下70の4の2—7までにおいて「特定貸付農地等」という。）の貸付に係る期限の到来前に、当該貸付に係る期限を延長したときには、当該延長前の貸付に係る期限において同条第3項に規定する貸付期限は到来しないことに留意する。</u></p>	(新設)
<p><u>(新たな特定貸付に関する承認申請書の添付書類)</u></p> <p><u>70の4の2—6 措置法令第40条の6の2第3項に規定する申請書に添付して提出しなければならない措置法規則第23条の7の2第6項に定める書類は、当該申請書を提出する農業相続人が貸付の申込みを行っている同項第1号から第3号に掲げる農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体又は市町村長の書類をいうことに留意する。</u></p> <p><u>(注) 特定貸付農地等に耕作の放棄があった場合における措置法令第40条の6の2第7項において準用する同条第3項に規定する申請書に添付して提出しなければならない措置法規則第23条の7の2第8項において準用する同条第6項に定める書類も同様であることに留意する。</u></p>	(新設)
<p><u>(特定貸付を行っている特例適用農地等につき貸付期限の到来又は耕作の放棄があった後に猶予適用者等が死亡した場合)</u></p> <p><u>70の4の2—7 措置法第70条の4の2第1項の規定の適用を受ける特例適用農地等につき貸付期限の到来又は耕作の放棄があったときにおいて、次の(1)又は(2)に掲げる場合には、当該貸付期限の到来又は耕作の放棄があった当該特例適用農地等に係る納税猶予期限は確定せず、措置法第70条の4第33項の規定により贈与税は免除されることに留意する。</u></p> <p><u>なお、(2)の場合において、当該死亡の日前に新たな特定貸付を行った部分又は当該猶予適用者の農業の用に供した部分に係る措置法第70条の4の2第5項に規定する届出書がその提出期限（当該死亡の日前に提出期限が到来しているものに限る。）までに提出されていない部分については猶予期限は確定していることに留意する。</u></p> <p><u>(1) 貸付期限の到来又は耕作の放棄があった日から2月以内に当該特例適用農地等に係る猶予適用者又は贈与者が死亡した場合</u></p> <p><u>(2) 措置法第70条の4の2第3項に規定する税務署長の承認を受け、貸付期限の到来又は耕作の放棄があった日から1年を経過する日までに、当該特例適用農地等に係る猶予適用者又は贈与者が死亡した場合</u></p>	(新設)

改正後	改正前
<p>(注) <u>上記(1)又は(2)の場合において、貸付期限の到来又は耕作の放棄があったときから猶予適用者又は贈与者の死亡の日までの間に、当該貸付期限の到来又は耕作の放棄があった特例適用農地等について新たな特定貸付けを行ったとき又は当該猶予適用者の農業の用に供したときであっても、措置法第70条の4の2第3項又は第5項に規定する届出書の提出は要しないことに留意する。</u></p>	
<p><u>(旧法猶予適用者が措置法第70条の4の2第1項の規定の適用を受けた場合の贈与税の納税猶予についての取扱い)</u></p> <p><u>70の4の2—8 措置法第70条の4の2第9項各号に掲げる受贈者（以下70の4の2—10までにおいて「旧法猶予適用者」という。）が同条第1項の規定の適用を受けた場合には、同条第10項の規定により当該旧法猶予適用者は措置法第70条の4第1項に規定する受贈者とみなして同条の規定が適用され、措置法第70条の4の2第9項各号に規定する改正前の措置法第70条の4の規定は適用がないことに留意する。</u></p>	(新設)
<p><u>(昭和50年又は平成3年改正前の措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける受贈者が措置法第70条の4の2第1項の規定の適用を受けた場合の贈与税の納税猶予についての取扱い)</u></p> <p><u>70の4の2—9 昭和50年又は平成3年改正前の措置法第70条の4第1項本文の規定の適用を受ける受贈者が措置法第70条の4の2第1項の規定の適用を受けた場合には、同条第10項の規定により措置法第70条の4第1項に規定する受贈者とみなして同条の規定を適用することとなるが、この場合において当該受贈者が有する特例適用農地等のうちに同条第2項第3号に規定する特定市街化区域農地等がある場合には、当該特定市街化区域農地等については同条第1項に規定する農地等とみなして、同条の規定の適用をすることに留意する。</u></p>	(新設)
<p><u>(旧法猶予適用者が措置法第70条の4の2第1項の規定の適用を受けた場合の継続届出書の提出)</u></p> <p><u>70の4の2—10 次の(1)又は(2)に掲げる旧法猶予適用者が措置法第70条の4の2第1項の規定の適用を受けた場合には、同条第10項の規定により措置法第70条の4第1項に規定する受贈者とみなして同条の規定を適用することとなるが、この場合において(1)又は(2)に掲げる受贈者の区分に応じ(1)又は(2)に掲げる規定の適用を受けている場合の同条第26項に規定する届出書（以下70の4の2—10において「継続届出書」という。）については、措置法第70条の4の2第1項に規定する届出書を提出した日の翌日から起算し</u></p>	(新設)

改正後	改正前
<p>て3年を経過するごとの日までに継続届出書を提出しなければならないことに留意する。</p> <p>(1) <u>平成3年改正前の措置法第70条の4第1項本文の規定の適用を受ける受贈者</u> 同条第10項の規定</p> <p>(2) <u>平成7年改正前の措置法第70条の4第1項本文の規定の適用を受ける受贈者</u> 同条第13項の規定</p> <p>(注) <u>上記の継続届出書の提出期間については、当該3年を経過するごとの日の属する月の前々月の初日から当該3年を経過するごとの日までの期間として取り扱う。</u></p> <p>〔措置法第70条の5（農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）関係〕</p> <p>（当該農地等）</p> <p>70の5—2 措置法第70条の5第1項に規定する「当該農地等」には、特例適用農地等のうち、<u>措置法令第40条の6第61項第2号又は第3号</u>に掲げる敷地又は用地も含まれることに留意する。</p> <p>（注）・・・</p> <p>〔措置法第70条の6（農地等についての相続税の納税猶予等）関係〕</p> <p>（措置法第70条の5の適用を受ける特例適用農地等のうち措置法第70条の6第1項の農地等に含まれないもの）</p> <p>70の6—2 ……</p> <p>(1) <u>措置法令第40条の6第61項第2号又は第3号</u>に掲げる敷地又は用地</p> <p>(2) <u>措置法令第40条の6第61項の規定により特例適用農地等に該当するものとされる同項第2号又は第3号</u>に掲げる敷地又は用地を措置法第70条の4第17項に規定する一時的道路用地等の用に供している場合における当該敷地又は用地</p> <p>(3) ……</p> <p>（農業を営んでいた個人の範囲）</p> <p>70の6—5 措置法第70条の6第1項に規定する「農業を営んでいた個人」には、措置法令第40条の7第1項の規定に該当する者のほか、次の(1)から(5)までに掲げる者を含むものとして取り扱う。</p>	<p>〔措置法第70条の5（農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）関係〕</p> <p>（当該農地等）</p> <p>70の5—2 措置法第70条の5第1項に規定する「当該農地等」には、特例適用農地等のうち、<u>措置法令第40条の6第60項第2号又は第3号</u>に掲げる敷地又は用地も含まれることに留意する。</p> <p>（注）・・・</p> <p>〔措置法第70条の6（農地等についての相続税の納税猶予等）関係〕</p> <p>（措置法第70条の5の適用を受ける特例適用農地等のうち措置法第70条の6第1項の農地等に含まれないもの）</p> <p>70の6—2 ……</p> <p>(1) <u>措置法令第40条の6第60項第2号又は第3号</u>に掲げる敷地又は用地</p> <p>(2) <u>措置法令第40条の6第60項の規定により特例適用農地等に該当するものとされる同項第2号又は第3号</u>に掲げる敷地又は用地を措置法第70条の4第17項に規定する一時的道路用地等の用に供している場合における当該敷地又は用地</p> <p>(3) ……</p> <p>（農業を営んでいた個人の範囲）</p> <p>70の6—5 措置法第70条の6第1項に規定する「農業を営んでいた個人」には、措置法令第40条の7第1項の規定に該当する者のほか、次の(1)から(5)までに掲げる者を含むものとして取り扱う。</p>

改正後	改正前
<p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) . . .</p> <p>(4) . . .</p> <p>(5) 措置法第70条の6の3第1項に規定する特定貸付者<u>(以下70の6—13までにおいて「特定貸付者」という。)</u></p> <p><u>(注) 当該特定貸付者には措置法第70条の4の2第1項各号に掲げる貸付けを行っている者が含まれることに留意する。</u></p>	<p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) . . .</p> <p>(4) . . .</p> <p>(5) 措置法第70条の6の3第1項に規定する特定貸付者</p>
<p>(農業相続人の範囲)</p> <p>70の6—7の2 措置法第70条の6第1項に規定する「農業相続人」には、次の(1)から(4)までに掲げる者が含まれることに留意する。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) . . . <u>措置法第70条の6の3第1項各号に掲げる貸付け</u> (以下70の6—13までにおいて「特定貸付け」という。)を行ったときの当該農業経営者又は農業相続人の相続人</p> <p>(4) 措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者に係る贈与者が死亡した場合において、当該受贈者が特例適用農地等のうち農地又は採草放牧地について当該贈与者の死亡に係る相続税の申告期限において同法第70条の4の2第1項各号に掲げる貸付け又は特定貸付けを行っているときの当該受贈者</p>	<p>(農業相続人の範囲)</p> <p>70の6—7の2 措置法第70条の6第1項に規定する「農業相続人」には、次の(1)から(4)までに掲げる者が含まれることに留意する。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) . . . <u>措置法第70条の6の3第1項に規定する特定貸付け</u> (以下70の6—7の2において「特定貸付け」という。)を行ったときの当該農業経営者又は農業相続人の相続人</p> <p>(4) 措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者に係る贈与者が死亡した場合において、当該受贈者が特例適用農地等のうち農地又は採草放牧地について当該贈与者の死亡に係る相続税の申告期限までに特定貸付けを行ったときの当該受贈者</p>
<p>(農業経営を行う者)</p> <p>70の6—8 措置法令第40条の7第2項第1号に規定する「農業経営を開始し、その後引き続き当該農業経営を行うと認められる者」(以下「農業経営を行う者」という。)に該当するかどうかを判定する場合における農業経営を行う者の意義については、70の4—6((農業を営む個人等))を準用する。</p> <p>この場合において、相続又は遺贈により農地又は採草放牧地を取得した相続人が、未成年者(成年に達した後、引き続き就学している者を含む。)に該当し、かつ、当該未成年者と住居及び生計を一にする親族が当該未成年者の取得した農地又は採草放牧地につき農業経営を行うときは、当該未成年者は農業経営を行う者に該当するものとして取り扱う。</p> <p>(注) 上記の農業経営を行う者には、70の6—7の2((農業相続人の範囲))の(2)から(4)</p>	<p>(農業経営を行う者)</p> <p>70の6—8 措置法令第40条の7第2項第1号に規定する「農業経営を開始し、その後引き続き当該農業経営を行うと認められる者」(以下「農業経営を行う者」という。)に該当するかどうかを判定する場合における農業経営を行う者の意義については、70の4—6((農業を営む個人等))を準用する。</p> <p>この場合において、相続又は遺贈により農地又は採草放牧地を取得した相続人が、未成年者(成年に達した後、引き続き就学している者を含む。)に該当し、かつ、当該未成年者と住居及び生計を一にする親族が当該未成年者の取得した農地又は採草放牧地につき農業経営を行うときは、当該未成年者は農業経営を行う者に該当するものとして取り扱う。</p> <p>(注) 上記の農業経営を行う者には、70の6—7の2((農業相続人の範囲))の(2)から(4)</p>

改正後	改正前
<p>までに掲げる者で相続又は遺贈により取得（措置法第70条の5の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされる場合の取得を含む。）をした農地又は採草放牧地を措置法第70条の4第21項に規定する営農困難時貸付けにより貸し付けている者又は特定貸付者が含まれることに留意する。</p>	<p>までに掲げる者で相続又は遺贈により取得（措置法第70条の5の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされる場合の取得を含む。）をした農地又は採草放牧地を措置法第70条の4第21項に規定する営農困難時貸付け又は措置法第70条の6の3第1項に規定する特定貸付けにより貸し付けている者が含まれることに留意する。</p>
<p>(被相続人の農業の用に供されていた農地又は採草放牧地)</p> <p>70の6—13 措置法第70条の6第1項に規定する被相続人の農業の用に供されていた農地として取り扱うものについては、70の4—12((贈与者等の農業の用に供している農地又は採草放牧地)) (後段を除く。)及び70の4—13((請負耕作に係る農地))を準用する。</p> <p>なお、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる農地又は採草放牧地については、同項に規定する被相続人の農業の用に供されていた農地又は採草放牧地としてみなされることに留意する。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) . . .</p> <p>(4) . . .</p> <p>(5) 措置法第70条の4第17項 . . . 受贈者が死亡した場合 措置法令第40条の6第61項第1号に規定する一時的道路用地等の用に供されている農地又は採草放牧地 . . .</p> <p>(6) 措置法第70条の4第17項 . . . 贈与者が死亡し、 . . . 相続又は遺贈により取得されたものとみなされた場合 措置法令第40条の6第61項第1号に規定する一時的道路用地等の用に供されている農地又は採草放牧地</p> <p>(7) . . .</p> <p>(8) . . .</p> <p>(9) . . .</p> <p>(10) 特定貸付者が死亡し、当該特定貸付者の相続人が当該特定貸付者から措置法第70条の4の2第1項各号又は措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けを行っている農地又は採草放牧地を相続又は遺贈により取得をした場合 (措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた場合を含む。) 措置法第70条の4の2第1項各号に掲げる貸付け又は措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けを行っている農地又は採草放牧地</p>	<p>(被相続人の農業の用に供されていた農地又は採草放牧地)</p> <p>70の6—13 措置法第70条の6第1項に規定する被相続人の農業の用に供されていた農地として取り扱うものについては、70の4—12((贈与者等の農業の用に供している農地又は採草放牧地)) (後段を除く。)及び70の4—13((請負耕作に係る農地))を準用する。</p> <p>なお、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる農地又は採草放牧地については、同項に規定する被相続人の農業の用に供されていた農地又は採草放牧地としてみなされることに留意する。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) . . .</p> <p>(4) . . .</p> <p>(5) 措置法第70条の4第17項 . . . 受贈者が死亡した場合 措置法令第40条の6第60項第1号に規定する一時的道路用地等の用に供されている農地又は採草放牧地 . . .</p> <p>(6) 措置法第70条の4第17項 . . . 贈与者が死亡し、 . . . 相続又は遺贈により取得されたものとみなされた場合 措置法令第40条の6第60項第1号に規定する一時的道路用地等の用に供されている農地又は採草放牧地</p> <p>(7) . . .</p> <p>(8) . . .</p> <p>(9) . . .</p> <p>(10) 措置法第70条の6の3第1項に規定する特定貸付者が死亡し、当該特定貸付者の相続人が当該特定貸付者から同項に規定する特定貸付けを行っている農地又は採草放牧地を相続又は遺贈により取得をした場合 同項に規定する特定貸付けを行っている農地又は採草放牧地</p>

改正後	改正前
<p>(営農困難時貸付けに係る権利設定に関する届出書) 70の6—83・・・<u>70の4—85</u>((営農困難時貸付けに係る権利設定に関する届出書))を準用する。</p> <p>(営農困難時貸付けに係る権利設定に関する届出書の添付書類) 70の6—84・・・<u>70の4—86</u>((営農困難時貸付けに係る権利設定に関する届出書の添付書類))を準用する。</p> <p>(措置法第70条の6第27項の営農困難時貸付けがあった場合の同条第1項の担保) 70の6—85・・・<u>70の4—87</u>((措置法第70条の4第21項の権利設定があった場合の同条第1項の担保))を準用する。</p> <p>(新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書の添付書類) 70の6—88・・・<u>70の4—89</u>((新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書の添付書類))を準用する。</p> <p>(営農困難時貸付けを適用した後に営農困難な状態が解消した場合) 70の6—89・・・<u>70の4—90</u>((営農困難時貸付けを適用した後に営農困難な状態が解消した場合))を準用する。</p> <p>(営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄又は権利消滅があった後に農業相続人が死亡した場合) 70の6—90・・・<u>70の4—91</u>((営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄又は権利消滅があった後に受贈者が死亡した場合))を準用する。</p> <p>(営農困難時貸付けを行った準農地) 70の6—91・・・<u>70の4—93</u>((営農困難時貸付けを行った準農地))を準用する。</p> <p>(継続届出書の提出期間) 70の6—96・・・<u>70の4—96</u>((継続届出書の提出期間))を準用する。</p> <p>[措置法第70条の6の2((相続税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例)]</p>	<p>(営農困難時貸付けに係る権利設定に関する届出書) 70の6—83・・・<u>70の4—86</u>((営農困難時貸付けに係る権利設定に関する届出書))を準用する。</p> <p>(営農困難時貸付けに係る権利設定に関する届出書の添付書類) 70の6—84・・・<u>70の4—87</u>((営農困難時貸付けに係る権利設定に関する届出書の添付書類))を準用する。</p> <p>(措置法第70条の6第27項の営農困難時貸付けがあった場合の同条第1項の担保) 70の6—85・・・<u>70の4—88</u>((措置法第70条の4第21項の権利設定があった場合の同条第1項の担保))を準用する。</p> <p>(新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書の添付書類) 70の6—88・・・<u>70の4—90</u>((新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書の添付書類))を準用する。</p> <p>(営農困難時貸付けを適用した後に営農困難な状態が解消した場合) 70の6—89・・・<u>70の4—91</u>((営農困難時貸付けを適用した後に営農困難な状態が解消した場合))を準用する。</p> <p>(営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄又は権利消滅があった後に農業相続人が死亡した場合) 70の6—90・・・<u>70の4—92</u>((営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄又は権利消滅があった後に受贈者が死亡した場合))を準用する。</p> <p>(営農困難時貸付けを行った準農地) 70の6—91・・・<u>70の4—94</u>((営農困難時貸付けを行った準農地))を準用する。</p> <p>(継続届出書の提出期間) 70の6—96・・・<u>70の4—97</u>((継続届出書の提出期間))を準用する。</p> <p>[措置法第70条の6の2((相続税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例)]</p>

改正後	改正前
<p>関係]</p> <p>(措置法第70条の6の2の適用の対象となる特例適用農地等の範囲)</p> <p>70の6の2—1 措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付け(以下70の6の2—8までにおいて「特定貸付け」という。)の対象となる農地又は採草放牧地とは、・・・</p> <p>(1) ・・・</p> <p>(2) ・・・</p> <p>(3) ・・・</p> <p>(4) ・・・</p> <p>(5) ・・・</p> <p>(6) ・・・</p> <p>(特定貸付けに該当しない貸付け)</p> <p>70の6の2—2 措置法第70条の6第27項に規定する営農困難時貸付けを行っている特例農地等に同項において準用する措置法第70条の4第22項に規定する耕作の放棄又は同項に規定する権利消滅があった場合において、当該特例農地等に係る新たな貸付けを<u>特定貸付けにより行ったときの当該特定貸付けについての措置法第70条の6の2の規定の適用については、70の4の2—2((特定貸付けに該当しない貸付け))を準用する。</u></p> <p>(特定貸付けが行われている特例農地等について相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額)</p> <p>70の6の2—3 措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受ける同項に規定する農業相続人(以下70の6の2—8までにおいて「猶予適用者」という。)が死亡した場合において、特定貸付けが行われている特例農地等の相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額は、当該猶予適用者の死亡の日における貸付けの態様に応じた当該特例農地等の時価によることに留意する。</p> <p>(注) 特定貸付けが行われていた特例農地等について、猶予適用者の死亡の日前までに<u>措置法第70条の6の2第3項において準用する措置法第70条の4の2第3項</u>に規定する貸付期限(当該貸付期限の到来前に同条第1項に規定する賃借権等の解約が行われたことにより当該賃借権等が消滅した場合には、当該賃借権等が消滅した日。以下70の6の2—8までにおいて「貸付期限」という。)が到来した場合又は<u>同条第8項</u>に規定する耕作の放棄(以下70の6の2—8までにおいて「耕作の放棄」</p>	<p>関係]</p> <p>(措置法第70条の6の2の適用の対象となる特例農地等の範囲)</p> <p>70の6の2—1 措置法第70条の6の2第1項に規定する貸付け(以下70の6の3—6までにおいて「特定貸付け」という。)の対象となる農地又は採草放牧地とは、・・・</p> <p>(1) ・・・</p> <p>(2) ・・・</p> <p>(3) ・・・</p> <p>(4) ・・・</p> <p>(5) ・・・</p> <p>(6) ・・・</p> <p>(特定貸付けに該当しない貸付け)</p> <p>70の6の2—2 措置法第70条の6第27項に規定する営農困難時貸付けを行っている特例農地等に同項において準用する措置法第70条の4第22項に規定する耕作の放棄又は同項に規定する権利消滅があった場合において、当該特例農地等に係る新たな貸付けを<u>措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けにより行ったときであっても、当該貸付けは措置法第70条の6第27項の規定が適用される営農困難時貸付けであり、措置法第70条の6の2の規定の適用はないことに留意する。</u></p> <p>(特定貸付けが行われている特例農地等について相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額)</p> <p>70の6の2—3 措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受ける同項に規定する農業相続人(以下70の6の2—8までにおいて「猶予適用者」という。)が死亡した場合において、特定貸付けが行われている特例農地等の相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額は、当該猶予適用者の死亡の日における貸付けの態様に応じた当該特例農地等の時価によることに留意する。</p> <p>(注) 特定貸付けが行われていた特例農地等について、猶予適用者の死亡の日前までに<u>措置法第70条の6の2第2項</u>に規定する貸付期限(当該貸付期限の到来前に同条第1項に規定する賃借権等の解約が行われたことにより当該賃借権等が消滅した場合には、当該賃借権等が消滅した日。以下70の6の2—8までにおいて「貸付期限」という。)が到来した場合又は<u>同条第7項</u>に規定する耕作の放棄(以下70の6の2—8までにおいて「耕作の放棄」という。)があった場合において、当該猶予適用</p>

改正後	改正前
<p>という。)があった場合において、当該猶予適用者の死亡の日において新たな特定貸付けが行われていないときにおける当該特例農地等の相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額は、当該猶予適用者の死亡の日における当該特例農地等の時価によることに留意する。</p>	<p>者の死亡の日において新たな特定貸付けが行われていないときにおける当該特例農地等の相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額は、当該猶予適用者の死亡の日における当該特例農地等の時価によることに留意する。</p>
<p>(特定貸付けに係る権利設定に関する届出書)</p>	<p>(特定貸付けに係る権利設定に関する届出書)</p>
<p><u>70の6の2—4 措置法第70条の6の2第1項に規定する届出書の提出については、70の4の2—3((特定貸付けに係る権利設定に関する届出書))を準用する。</u></p>	<p><u>70の6の2—4 措置法第70条の6の2第1項に規定する届出書は、特定貸付けを行ったごとに提出しなければならないのであるから、例えば、特定貸付けを行った日において</u></p>
<p>(注) <u>措置法第70条の6の2第3項において準用する措置法第70条の4の2第3項及び第5項の届出書の提出も同様であることに留意する。</u></p>	<p><u>2以上の契約又は農用地利用集積計画の定めるところにより特定貸付けを行っている場合には、それぞれの契約又は農用地利用集積計画ごとに当該届出書を提出しなければならないことに留意する。</u></p>
<p>(措置法第70条の6の2第1項の賃借権等の設定があった場合の措置法第70条の6第1項の担保)</p>	<p>(注) <u>措置法第70条の6の2第2項に規定する届出書及び同条第4項に規定する届出書の提出も同様であることに留意する。</u></p>
<p>(措置法第70条の6の2第1項の賃借権等の設定があった場合の措置法第70条の6第1項の担保)</p>	<p>(措置法第70条の6の2第1項の賃借権等の設定があった場合の措置法第70条の6第1項の担保)</p>
<p><u>70の6の2—5 特例農地等が措置法第70条の6第1項に規定する担保に提供されている場合において、その特例農地等につき措置法第70条の6の2第1項に規定する賃借権等の設定があったときの担保については、70の4の2—4((措置法第70条の4の2第1項の賃借権等の設定があった場合の措置法第70条の4第1項の担保))を準用する。</u></p>	<p><u>70の6の2—5 特例農地等が措置法第70条の6第1項に規定する担保に提供されている場合において、その特例農地等につき措置法第70条の6の2第1項に規定する賃借権等の設定があったときにおいても、その担保を提供した猶予適用者に対して国税通則法</u></p>
<p><u>第51条第1項に規定する増担保の提供を命ずる必要はないことに留意する。</u></p>	<p><u>第51条第1項に規定する増担保の提供を命ずる必要はないことに留意する。</u></p>
<p>(貸付期限の更新があった場合)</p>	<p>(貸付期限の更新があった場合)</p>
<p><u>70の6の2—6 特定貸付けを行った農地又は採草放牧地の全部又は一部(以下70の6の2—7までにおいて「特定貸付農地等」という。)の貸付けに係る期限の到来前に、当該貸付けに係る期限を延長したときの当該延長前の貸付けに係る期限については、70の4の2—5((貸付期限の更新があった場合))を準用する。</u></p>	<p><u>70の6の2—6 措置法第70条の6の2第1項に規定する特定貸付農地等(以下70の6の2—7までにおいて「特定貸付農地等」という。)の貸付けに係る期限の到来前に、当該貸付に係る期限を延長したときには、当該延長前の貸付けに係る期限において同条第</u></p>
<p><u>2項に規定する貸付期限は到来しないことに留意する。</u></p>	<p><u>2項に規定する貸付期限は到来しないことに留意する。</u></p>
<p>(新たな特定貸付けに関する承認申請書の添付書類)</p>	<p>(新たな特定貸付けに関する承認申請書の添付書類)</p>
<p><u>70の6の2—7 措置法令第40条の7の2第5項において準用する措置法令第40条の6の2第3項に規定する申請書に添付して提出しなければならない措置法規則第23条の8の2第3項で準用する措置法規則第23条の7の2第6項に定める書類については、70の4の2—6((新たな特定貸付けに関する承認申請書の添付書類))を準用する。</u></p>	<p><u>70の6の2—7 措置法令第40条の7の2第3項に規定する申請書に添付して提出しなければならない措置法規則第23条の8の2第6項に定める書類は、当該申請書を提出する農業相続人が貸付けの申込みを行っている同項第1号から第3号に掲げる農地保有</u></p>
<p>(注) 特定貸付農地等に耕作の放棄があった場合における<u>措置法令第40条の7の2第</u></p>	<p><u>合理化法人、農地利用集積円滑化団体又は市町村長の書類をいうことに留意する。</u></p>
<p><u>2項に規定する申請書に添付して提出しなければならない措置法規則第23条の8の2第6項に定める書類は、当該申請書を提出する農業相続人が貸付けの申込みを行っている同項第1号から第3号に掲げる農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体又は市町村長の書類をいうことに留意する。</u></p>	<p>(注) 特定貸付農地等に耕作の放棄があった場合における<u>措置法令第40条の7の2第</u></p>

改正後	改正前
<p><u>5項において準用する措置法令第40条の6の2第3項に規定する申請書に添付して提出しなければならない措置法規則第23条の8の2第3項において準用する措置法規則第23条の7の2第6項に定める書類も同様であることに留意する。</u></p> <p>(特定貸付けを行っている特例農地等につき貸付期限の到来又は耕作の放棄があった後に猶予適用者が死亡した場合)</p> <p>70の6の2—8 措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受ける特例農地等につき貸付期限の到来又は耕作の放棄があったときにおいて、次の(1)又は(2)に掲げる場合には、当該貸付期限の到来又は耕作の放棄があった当該特例農地等に係る納税猶予期限は確定せず、措置法第70条の6第38項の規定により相続税は免除されることに留意する。</p> <p>なお、(2)の場合において、当該猶予適用者の死亡の日前に新たな特定貸付けを行った部分又は当該猶予適用者の農業の用に供した部分に係る<u>措置法第70条の6の2第3項において準用する措置法第70条の4の2第5項の届出書</u>がその提出期限（当該猶予適用者の死亡の日前に提出期限が到来しているものに限る。）までに提出されていない部分については猶予期限は確定していることに留意する。</p> <p>(1) 貸付期限の到来又は耕作の放棄があった日から2月以内に当該特例農地等に係る猶予適用者が死亡した場合</p> <p>(2) <u>措置法第70条の6の2第3項において準用する措置法第70条の4の2第4項の</u>税務署長の承認を受け、貸付期限の到来又は耕作の放棄があった日から1年を経過する日までに、当該特例農地等に係る猶予適用者が死亡した場合</p> <p>(注) 上記(1)又は(2)の場合において、貸付期限の到来又は耕作の放棄があったときから猶予適用者の死亡の日までの間に、当該貸付期限の到来又は耕作の放棄があった特例農地等について新たな特定貸付けを行ったとき又は当該猶予適用者の農業の用に供したときであっても、<u>措置法第70条の6の2第3項で準用する措置法第70条の4の2第3項又は第5項の届出書の提出は要しないことに留意する。</u></p>	<p><u>7項において準用する同条第3項に規定する申請書に添付して提出しなければならない措置法規則第23条の8の2第8項において準用する同条第6項に定める書類も同様であることに留意する。</u></p> <p>(特定貸付けを行っている特例農地等につき貸付期限の到来又は耕作の放棄があった後に猶予適用者が死亡した場合)</p> <p>70の6の2—8 措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受ける特例農地等につき貸付期限の到来又は耕作の放棄があったときにおいて、次の(1)又は(2)に掲げる場合には、当該貸付期限の到来又は耕作の放棄があった当該特例農地等に係る納税猶予期限は確定せず、措置法第70条の6第38項の規定により相続税は免除されることに留意する。</p> <p>なお、(2)の場合において、当該猶予適用者の死亡の日前に新たな特定貸付けを行った部分又は当該猶予適用者の農業の用に供した部分に係る<u>措置法第70条の6の2第4項に規定する届出書</u>がその提出期限（当該猶予適用者の死亡の日前に提出期限が到来しているものに限る。）までに提出されていない部分については猶予期限は確定していることに留意する。</p> <p>(1) 貸付期限の到来又は耕作の放棄があった日から2月以内に当該特例農地等に係る猶予適用者が死亡した場合</p> <p>(2) <u>措置法第70条の6の2第3項に規定する</u>税務署長の承認を受け、貸付期限の到来又は耕作の放棄があった日から1年を経過する日までに、当該特例農地等に係る猶予適用者が死亡した場合</p> <p>(注) 上記(1)又は(2)の場合において、貸付期限の到来又は権利消滅があったときから猶予適用者の死亡の日までの間に、当該貸付期限の到来又は耕作の放棄があった特例農地等について新たな特定貸付けを行ったとき又は当該猶予適用者の農業の用に供したときであっても、<u>措置法第70条の6の2第2項又は第4項に規定する届出書の提出は要しないことに留意する。</u></p>
<p>(旧法猶予適用者が措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受けた場合の相続税の納税猶予についての取扱い)</p> <p>70の6の2—9 <u>措置法第70条の6の2第2項各号</u>に掲げる農業相続人（以下70の6の2—12において「旧法猶予適用者」という。）が同条第1項の規定の適用を受けた場合には、<u>同条第3項において準用する措置法第70条の4の2第1項の規定により</u>当該旧法猶予適用者は措置法第70条の6第1項に規定する農業相続人とみなして同条の規定が適用され、<u>措置法第70条の6の2第2項各号</u>に規定する改正前の租税特別措置法第70条の</p>	<p>(旧法猶予適用者が措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受けた場合の相続税の納税猶予についての取扱い)</p> <p>70の6の2—9 <u>措置法第70条の6の2第8項各号</u>に掲げる農業相続人（以下70の6の2—12において「旧法猶予適用者」という。）が同条第1項の規定の適用を受けた場合には、当該旧法猶予適用者は措置法第70条の6第1項に規定する農業相続人とみなして同条の規定が適用され、<u>措置法第70条の6の2第8項各号</u>に規定する改正前の租税特別措置法第70条の6の規定は適用がないことに留意する。</p>

改正後	改正前
<p>6の規定は適用がないことに留意する。</p> <p>(平成3年改正前の措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農業相続人が措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受けた場合の相続税の納税猶予についての取扱い)</p> <p>70の6の2—10 平成3年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人が措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受けた場合には、<u>同条第3項において準用する措置法第70条の4の2第10項の規定により措置法第70条の6第1項に規定する農業相続人とみなして同条の規定を適用することとなるが、この場合において当該農業相続人が有する特例農地等のうちに措置法第70条の4第2項第3号に規定する特定市街化区域農地等がある場合には、当該特定市街化区域農地等については同項第4号に規定する都市営農農地等以外の措置法第70条の6第5項に規定する市街化区域内農地等とみなして、同条の規定の適用をすることに留意する。</u></p> <p>(旧法猶予適用者が措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受けた場合の継続届出書の提出)</p> <p>70の6の2—11 旧法猶予適用者(次の(1)から(5)までに掲げる農業相続人である旧法猶予適用者に限る。)が措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受けた場合には、<u>措置法第70条の6の2第3項において準用する措置法第70条の4の2第10項の規定により措置法第70条の6第1項に規定する農業相続人とみなして同条の規定を適用することとなるが、この場合において(1)から(5)までに掲げる農業相続人の区分に応じ(1)から(5)までに掲げる規定の適用を受けている場合の同条第31項に規定する届出書(以下70の6の2—11において「継続届出書」という。)については、措置法第70条の6の2第1項に規定する届出書を提出した日の翌日から起算して3年を経過するごとの日までに継続届出書を提出しなければならないことに留意する。</u></p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(注)</p> <p>〔措置法第70条の6の3(特定貸付けを行った農地又は採草放牧地についての相続税の</p>	<p>(平成3年改正前の措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農業相続人が措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受けた場合の相続税の納税猶予についての取扱い)</p> <p>70の6の2—10 平成3年改正前の措置法第70条の6第1項本文の規定の適用を受ける農業相続人が措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受けた場合には、<u>同条第9項の規定により措置法第70条の6第1項に規定する農業相続人とみなして同条の規定を適用することとなるが、この場合において当該農業相続人が有する特例農地等のうちに措置法第70条の4第2項第3号に規定する特定市街化区域農地等がある場合には、当該特定市街化区域農地等については同項第4号に規定する都市営農農地等以外の措置法第70条の6第5項に規定する市街化区域内農地等とみなして、同条の規定の適用をすることに留意する。</u></p> <p>(旧法猶予適用者が措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受けた場合の継続届出書の提出)</p> <p>70の6の2—11 旧法猶予適用者(次の(1)から(5)までに掲げる農業相続人である旧法猶予適用者に限る。)が措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受けた場合には、<u>同条第9項の規定により措置法第70条の6第1項に規定する農業相続人とみなして同条の規定を適用することとなるが、この場合において(1)から(5)までに掲げる農業相続人の区分に応じ(1)から(5)までに掲げる規定の適用を受けている場合の同条第31項に規定する届出書(以下70の6の2—11において「継続届出書」という。)の提出については、措置法第70条の6の2第1項に規定する届出書を提出した日の翌日から起算して3年を経過するごとの日までに継続届出書を提出しなければならないことに留意する。</u></p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(注)</p> <p>〔措置法第70条の6の3(特定貸付けを行った農地又は採草放牧地についての相続税の</p>

改正後	改正前
<p>課税の特例)関係]</p> <p>(特定貸付者の範囲)</p> <p>70の6の3—1 措置法第70条の6の3第1項に規定する「特定貸付者」とは、措置法第70条の4の2第1項各号又は第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付け(以下70の6の3—6までにおいて「特定貸付け」という。)を死亡の日まで行っていた者をいうのであるが、次の(1)から(6)までに掲げる者が死亡の日までに、それぞれに掲げる規定に係る貸付けを行っていた場合には、当該者は措置法第70条の6の3第1項に規定する特定貸付者に含まれることに留意する。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) 措置法第70条の6第27項の規定の適用を受ける農業相続人(当該農業相続人の死亡の日まで行われていた貸付けが<u>特定貸付け</u>により行われていた場合に限る。)</p> <p>(4) 措置法第70条の4第21項の規定の適用を受ける受贈者(当該受贈者の死亡の日まで行われていた貸付けが<u>特定貸付け</u>により行われていた場合に限る。)</p> <p>(5) . . .</p> <p>(6) <u>措置法第70条の4の2第1項の規定の適用を受ける受贈者</u></p> <p>(措置法第70条の6の3第1項に規定する特定貸付けを行っていた農地又は採草放牧地)</p> <p>70の6の3—2 措置法第70条の6の3第1項に規定する「特定貸付けを行っていた農地又は採草放牧地」とは、<u>特定貸付けを行っていた者</u>の死亡の日において、<u>当該特定貸付けを行っていた者</u>により特定貸付けが行われていた農地又は採草放牧地をいい、<u>当該特定貸付けを行っていた者</u>が当該農地又は採草放牧地について<u>措置法第70条の4の2第1項又は措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受けているかどうか</u>は問わないことに留意する。</p> <p>(注) 措置法第70条の6の3第1項に規定する「特定貸付けを行っていた農地又は採草放牧地」には、<u>特定貸付けを行っていた者</u>の死亡の日において、<u>当該特定貸付けを行っていた者</u>により次に掲げる貸付けが行われていた農地又は採草放牧地が含まれることに留意する。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p>	<p>課税の特例)関係]</p> <p>(特定貸付者の範囲)</p> <p>70の6の3—1 措置法第70条の6の3第1項に規定する「特定貸付者」とは、措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けを死亡の日まで行っていた者をいうのであるが、次の(1)から(5)までに掲げる者が死亡の日までに、それぞれに掲げる規定に係る貸付けを行っていた場合には、当該者は措置法第70条の6の3第1項に規定する特定貸付者に含まれることに留意する。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) 措置法第70条の6第27項の規定の適用を受ける農業相続人(当該農業相続人の死亡の日まで行われていた貸付けが<u>措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付け</u>により行われていた場合に限る。)</p> <p>(4) 措置法第70条の4第21項の規定の適用を受ける受贈者(当該受贈者の死亡の日まで行われていた貸付けが<u>措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付け</u>により行われていた場合に限る。)</p> <p>(5) . . .</p> <p>(措置法第70条の6の3第1項に規定する特定貸付けを行っていた農地又は採草放牧地)</p> <p>70の6の3—2 措置法第70条の6の3第1項に規定する「特定貸付けを行っていた農地又は採草放牧地」とは、<u>同項に規定する特定貸付者</u>の死亡の日において、<u>当該特定貸付者</u>により特定貸付けが行われていた農地又は採草放牧地をいい、<u>当該特定貸付者</u>が当該農地又は採草放牧地について<u>措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受けているかどうか</u>は問わないことに留意する。</p> <p>(注) 措置法第70条の6の3第1項に規定する「特定貸付けを行っていた農地又は採草放牧地」には、<u>同項に規定する特定貸付者</u>の死亡の日において、<u>当該特定貸付者</u>により次に掲げる貸付けが行われていた農地又は採草放牧地が含まれることに留意する。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p>

改正後	改正前
<p>イ ロ (3)</p> <p>(相続税の申告期限までに行われた特定貸付け)</p> <p>70の6の3—4 措置法第70条の6の3第2項の規定は、同項に規定する相続又は遺贈により取得した農地又は採草放牧地について同項に規定する相続税の申告期限までに特定貸付けを行ったときに限り適用があることに留意する。</p> <p>したがって、特定貸付けが相続税の申告期限までに行われていない場合には、同項の規定の適用はないこととなる。</p> <p>(特定貸付けに係る権利設定に関する届出書が提出されない場合)</p> <p>70の6の3—6 措置法第70条の6の3の規定は、同条第4項の規定により読み替えて適用する措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受けようとする者が同項の届出書(以下70の6の3—6において「届出書」という。)を提出することにより適用があるが、当該届出書が提出されない場合の措置法第70条の6の規定の適用は、次に掲げるところによることに留意する。</p> <p>(1) 特定貸付けを行った日の翌日から2月を経過する日が同条第1項に規定する相続税の申告書(70の6の3—6において「相続税の申告書」という。)の提出期限以前となる場合において、当該相続税の申告書に届出書が添付されていない場合 措置法第70条の6の規定の適用はないことに留意する(措置法第70条の6の2第3項において準用する措置法第70条の4の2第6項の規定の適用がある場合を除く。(2)において同じ。)</p> <p>(2)</p> <p>(注)</p> <p><u>〔措置法第70条の6の4(山林についての相続税の納税猶予)関係〕</u></p> <p><u>(山林の意義)</u></p> <p>70の6の4—1 措置法第70条の6の4第1項に規定する「山林」とは、森林法第2条第1項に規定する「森林」をいうことに留意する。</p>	<p>イ ロ (3)</p> <p>(相続税の申告期限までに行われた特定貸付け)</p> <p>70の6の3—4 措置法第70条の6の3第2項の規定は、同項に規定する相続又は遺贈により取得した農地又は採草放牧地について同項に規定する相続税の申告期限までに特定貸付けを行ったときに限り適用があることに留意する。</p> <p>したがって、特定貸付けが相続税の申告期限までに行われていない場合には、同項の規定の適用はないこととなる。</p> <p><u>(注) 措置法第70条の6の3第3項の規定の適用も同様であることに留意する。</u></p> <p>(特定貸付けに係る権利設定に関する届出書が提出されない場合)</p> <p>70の6の3—6 措置法第70条の6の3の規定は、同条第4項の規定により読み替えて適用する措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受けようとする者が同項の届出書(以下70の6の3—6において「届出書」という。)を提出することにより適用があるが、当該届出書が提出されない場合の措置法第70条の6の規定の適用は、次に掲げるところによることに留意する。</p> <p>(1) 特定貸付けを行った日の翌日から2月を経過する日が同条第1項に規定する相続税の申告書(70の6の3—6において「相続税の申告書」という。)の提出期限以前となる場合において、当該相続税の申告書に届出書が添付されていない場合 措置法第70条の6の規定の適用はないことに留意する(措置法第70条の6の2第5項の規定の適用がある場合を除く。次の(2)において同じ。)</p> <p>(2)</p> <p>(注)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>(経営の意義)</u> <u>70の6の4-2</u> 措置法第70条の6の4第1項に規定する「経営」については、山林の施業又は施業と一体として行う保護を同条第2項第4号に規定する林業経営相続人（以下、70の6の4-15までにおいて「林業経営相続人」という。）が自ら行わなければならないことに留意する。したがって、林業経営相続人が会社若しくは官庁等に勤務するなど他に職を有し又は他に主たる事業を有している場合であっても、山林の施業又は施業と一体として行う保護を林業経営相続人が自ら行う限り、同条第1項に規定する経営に該当することに留意する。また、他人に同条第1項に規定する経営の全部又は一部を委託している場合には、自ら経営していないこととなることに留意する。</p>	(新設)
<p><u>(代償分割により取得した山林についての納税猶予の不適用)</u> <u>70の6の4-3</u> 遺産の分割に当たり、遺産の代償として取得した他の共同相続人の所有に属する山林は、被相続人が相続の開始の直前に有していたものではないので、措置法第70の6の4第1項の規定による納税猶予の対象となる山林に該当しないことに留意する。</p>	(新設)
<p><u>(担保の提供等)</u> <u>70の6の4-4</u> 措置法第70条の6の4第1項の規定による担保の提供については、国税通則法第50条から第54条までの規定の適用があることに留意する。</p>	(新設)
<p><u>(相続税の額に相当する担保)</u> <u>70の6の4-5</u> 措置法第70条の6の4第1項に規定する「当該納税猶予分の相続税額に相当する担保」とは、納税猶予に係る相続税の本税の額と当該本税に係る納税猶予期間中の利子税の額との合計額に相当する担保をいうことに留意する。 なお、この場合の当該本税に係る猶予期間中の利子税の額は、同項の規定の適用に係る相続税の申告書の提出期限における林業経営相続人の平均余命年数を納税猶予期間として計算した額によるものとして取り扱うことに留意する。 また、同項の規定の適用を受ける特例山林の全部を担保として提供する場合であっても、上記と同様の取扱いであることに留意する。 (注) 上記平均余命年数は、措置法規則第23条の8の4第4項に定める平均余命によることに留意する。</p>	(新設)
<p><u>(修正申告等に係る相続税額の納税猶予)</u></p>	(新設)

改正後	改正前
<p><u>70の6の4—6 措置法第70条の6の4第1項の規定は、山林の相続に係る相続税についての期限後申告、修正申告又は更正に係る税額については、適用がないことに留意する。ただし、修正申告又は更正があった場合で、当該修正申告又は更正が期限内申告に係る同項の規定による相続税の納税猶予の適用を受けた山林（以下「特例山林」という。）の評価又は税額計算の誤りのみに基づいてされるときにおける当該修正申告又は更正により納付すべき相続税額（附帯税を除く。）については、当初から同項の規定の適用があることとして取り扱う。</u></p> <p><u>この場合において、当該修正申告又は更正により納税猶予を受ける相続税の本税の額と当該本税に係る利子税の額に相当する担保については、当該修正申告書の提出の日又は当該更正に係る通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに提供しなければならないこととして取り扱う。</u></p> <p><u>（特例の適用を受けることができる林業経営相続人の意義等）</u></p> <p><u>70の6の4—7 措置法第70条の6の4第2項第4号に規定する林業経営相続人に該当するためには、同条第1項各号の要件を満たす同条第2項第3号に規定する特例施業対象山林だけでなく被相続人が相続の開始の直前に有していた山林の全てを当該被相続人から取得した者でなければならないことに留意する。</u></p> <p><u>また、相続又は遺贈により取得した当該山林以外に山林を有する場合又は他の山林所有者から経営の委託を受けた山林がある場合には、これらの山林の全て（措置法規則第23条の8の4第8項第5号ロ及びハに掲げるものを除く。）が特定森林経営計画が定められている区域内に所在することとなるよう、被相続人から森林法第17条の規定により包括承継した特定森林経営計画について同法第12条の規定により変更の認定を相続税法第27条第1項の相続税の申告期限までに受けなければ、林業経営相続人に該当しないことに留意する。</u></p> <p><u>（注）1 相続税の申告期限までに、相続又は遺贈により取得した山林の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によって分割されていない場合には、措置法第70条の6の4第1項の規定の適用はないことに留意する。</u></p> <p><u>2 林業経営相続人が、特例施業対象山林のうち措置法第70条の6の4第1項各号の要件に該当するもの全てについて同項の規定の適用を受けなければ、同項の規定の適用はないことに留意する。</u></p> <p><u>（第2次林業経営相続人がある場合の第1次林業経営相続人に係る相続税の納税猶予の適用要件）</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>70の6の4—8 措置法令第40条の7の4第3項に規定する第2次林業経営相続人がある場合の同項に規定する第1次林業経営相続人に係る措置法第70条の6の4第1項の規定の適用については、次に掲げること</u>に留意する。</p> <p>(1) <u>第1次林業経営相続人は措置法第70条の6の4第2項第4号口の要件を満たしている</u>とみなされること。</p> <p>(2) <u>措置法第70条の6の4第1項の適用対象となる山林は、第2次林業経営相続人が第1次林業経営相続人からの相続又は遺贈に係る相続税の期限内申告書に同項の規定の適用を受ける旨の記載をしたもの</u>に限られること。</p> <p>(3) <u>担保は、第2次林業経営相続人が第1次林業経営相続人からの相続又は遺贈に係る相続税の申告書の提出期限までに、第2次林業経営相続人に係る納税猶予分の相続税額に相当するもの</u>の提供をすればよいこと。</p> <p><u>(申告期限前に総収入金額がゼロとなった場合)</u></p>	
<p><u>70の6の4—9 措置法第70条の6の4第1項に規定する被相続人に相続が開始した日から当該被相続人に係る相続税の申告期限までの間に12月31日がある場合において、林業経営相続人の当該12月31日の属する年分の所得税法第32条第1項に規定する山林所得に係る収入金額が零となった場合</u>であっても、措置法第70条の6の4第3項第4号の規定の適用はないことに留意する。</p>	(新設)
<p><u>(相次相続控除の算式)</u></p> <p><u>70の6の4—10 第2次相続に係る被相続人が措置法第70条の6の4第1項の規定の適用を受けていた場合又は第2次相続により財産を取得した者のうちに同項の規定の適用を受ける者がある場合における相次相続控除額は、相続税法基本通達20—3(相次相続控除の算式))に準じて算出すること</u>に留意する。</p> <p><u>この場合において、相続税法基本通達20—3中のAは、当該被相続人が当該納税猶予の適用を受けていた場合には、同条第15項の規定により免除された相続税額以外の税額に限ること</u>に留意する。</p>	(新設)
<p><u>(納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定する場合)</u></p> <p><u>70の6の4—11 措置法第70条の6の4第3項第1号又は第2号に掲げる場合に該当する場合における納税猶予の期限は、農林水産大臣等(同項第1号に規定する農林水産大臣等をいう。)から納税地の所轄税務署長に対する同項第1号又は第2号の通知があった日から2月を経過する日であること</u>に留意する。したがって、措置法令第40条の7の</p>	(新設)

改正後	改正前
<p><u>4第11項各号のいずれかに該当する場合又は措置法第70条の6の4第3項第2号に掲げる場合に該当する場合であっても、当該通知が所轄税務署長に到達しなければ、納税猶予の期限が確定することはないことに留意する。</u></p> <p><u>ただし、措置法令第40条の7の4第11項各号に該当する場合又は措置法第70条の6の4第3項第2号に掲げる場合に該当する場合において、その該当することとなった日以後これらの号に定める日までの間に林業経営相続人が死亡した場合には、当該林業経営相続人の死亡の日の前日から2月を経過する日が納税猶予の期限となることに留意する。</u></p> <p><u>(注) 措置法第70条の6の4第4項の場合に該当する場合においても上記と同様であることに留意する(ただし書きを除く。)</u></p> <p><u>(譲渡をした特例山林の面積が100分の20を超えるかどうかの計算)</u></p> <p><u>70の6の4—12 措置法第70条の6の4第3項第2号に規定する100分の20を超えるかどうかの計算は、次に掲げる算式により行うことに留意する。</u></p> $\frac{B+C}{A}$ <p><u>(注) 1 算式中の符号は次のとおりである。</u></p> <p><u>Aは、相続又は遺贈により取得した特例山林の土地の面積をいう。</u></p> <p><u>Bは、今回、譲渡等(措置法第70条の6の4第3項第2号に規定する譲渡等をいう。以下同じ。)をした又は路網未整備等(同号に規定する路網未整備等をいう。以下同じ。)に該当することとなった特例山林の土地の面積をいい、Cは、既往において譲渡等をした又は路網未整備等に該当した特例山林の土地の面積をいうことに留意する。この場合のB又はCの譲渡等には、措置法第33条の4第1項に規定する収用交換等による譲渡は含まないことに留意する。</u></p> <p><u>2 特例山林の面積が100ヘクタールを下回った場合で措置法第70条の6の4第3項第2号の通知があったときには、上記の算式の割合が100分の20を超えないときであっても猶予中相続税額(同条第2項第7号ロに規定する猶予中相続税額をいう。以下70の6の4—15までにおいて同じ。)の全部につき納税の猶予に係る期限が到来することに留意する。</u></p> <p><u>(納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の相続税額の計算)</u></p> <p><u>70の6の4—13 措置法第70条の6の4第4項の規定により納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合における相続税の額の計算は、同項の規定に該当する</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>直前の猶予中相続税額に次に定める割合を乗ずることにより行うことに留意する。</u></p> <p><u>なお、これにより算出した金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、その切り捨てた金額は、納税猶予税額として残ることに留意する。</u></p> <p><u>今回、譲渡等をした特例山林の金額÷今回、路網未整備等に該当した特例山林の金額</u> <u>今回、譲渡等をした直前の特例山林の金額÷今回、路網未整備等に該当した直前の特例山林の金額</u></p> <p><u>(注) 特例山林のうち立木のみ又は立木の生育の用に供される土地のみについて譲渡等があった場合には、当該立木の生育の用に供される土地又は当該土地に生育している立木についても譲渡等があったものとみなして上記算式の分子の特例山林に含めて分子の金額を算定することに留意する。</u></p> <p><u>(林業経営相続人が特例山林についての納税猶予の適用を取りやめる場合の期限)</u></p> <p><u>70の6の4—14 措置法第70条の6の4第3項第5号の規定に該当することによる納税の猶予に係る期限は、同条第1項の規定の適用を受けている林業経営相続人から同項の規定の適用を受けることをやめる旨の届出書の提出があった日から2月を経過する日(当該届出書の提出があった日から当該2月を経過する日までの間に当該林業経営相続人が死亡した場合には、当該林業経営相続人の相続人(包括受遺者を含む。)が当該林業経営相続人の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6月を経過する日)となることから、当該納税猶予に係る相続税の額及び当該相続税の額に係る利子税の額の納付の有無に関わらず、当該2月を経過する日に到来することに留意する。</u></p> <p><u>(増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ)</u></p> <p><u>70の6の4—15 措置法第70条の6の4第12項の規定により、増担保命令等に応じないため納税猶予の期限を繰り上げる場合には、担保不足に対応する納税猶予に係る税額だけでなく、猶予中相続税額の全額について納税猶予の期限を繰り上げることに留意する。</u></p> <p><u>(継続届出書の提出期間)</u></p> <p><u>70の6の4—16 措置法第70条の6の4第9項に規定する届出書は、措置法第70条の6の4第2項第7号に規定する経営報告基準日の翌日から5月を経過するごとの日までに提出しなければならないのであるが、その提出期間は、当該経営報告基準日の翌日から当該5月を経過するごとの日までの期間として取り扱う。</u></p> <p>[措置法第70条の7((非上場株式等についての贈与税の納税猶予))関係]</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>[措置法第70条の7((非上場株式等についての贈与税の納税猶予))関係]</p>

改正後	改正前
<p>(贈与税の額に相当する担保)</p> <p>70の7—8 措置法第70条の7第1項に規定する「当該納税猶予分の贈与税額に相当する担保」とは、納税猶予に係る贈与税の本税の額と当該本税に係る納税猶予期間中の利子税の額との合計額に相当する担保をいうことに留意する。</p> <p>なお、この場合の当該本税に係る猶予期間中の利子税の額は、同項の規定の適用に係る贈与税の申告書の提出期限における贈与者の平均余命年数を納税猶予期間として計算した額によるものとして取り扱うことに留意する。</p> <p>(注) 上記平均余命年数は、<u>相続税法施行規則第12条の3((平均余命))</u>に定める<u>平均余命</u>によることに留意する(以下70の7の2—11において同じ。)</p> <p>附則</p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の70の4—17((「納税猶予分の贈与税額に相当する担保」))、70の6—17((「納税猶予分の相続税額に相当する担保」))、70の7—8((「贈与税の額に相当する担保」))、70の7の2—11((「相続税の額に相当する担保」))の取扱いについては、平成25年2月1日以降に提出される担保関係書類から適用する。</u></p>	<p>(贈与税の額に相当する担保)</p> <p>70の7—8 措置法第70条の7第1項に規定する「当該納税猶予分の贈与税額に相当する担保」とは、納税猶予に係る贈与税の本税の額と当該本税に係る納税猶予期間中の利子税の額との合計額に相当する担保をいうことに留意する。</p> <p>なお、この場合の当該本税に係る猶予期間中の利子税の額は、同項の規定の適用に係る贈与税の申告書の提出期限における贈与者の平均余命年数を納税猶予期間として計算した額によるものとして取り扱うことに留意する。</p> <p>(注) 上記平均余命年数は、<u>所得税法施行令別表((余命年数表))</u>に定める<u>年数</u>によることに留意する(以下70の7の2—11において同じ。)</p>